

地域経営計画書

1. 地域経営計画書の位置付けと役割

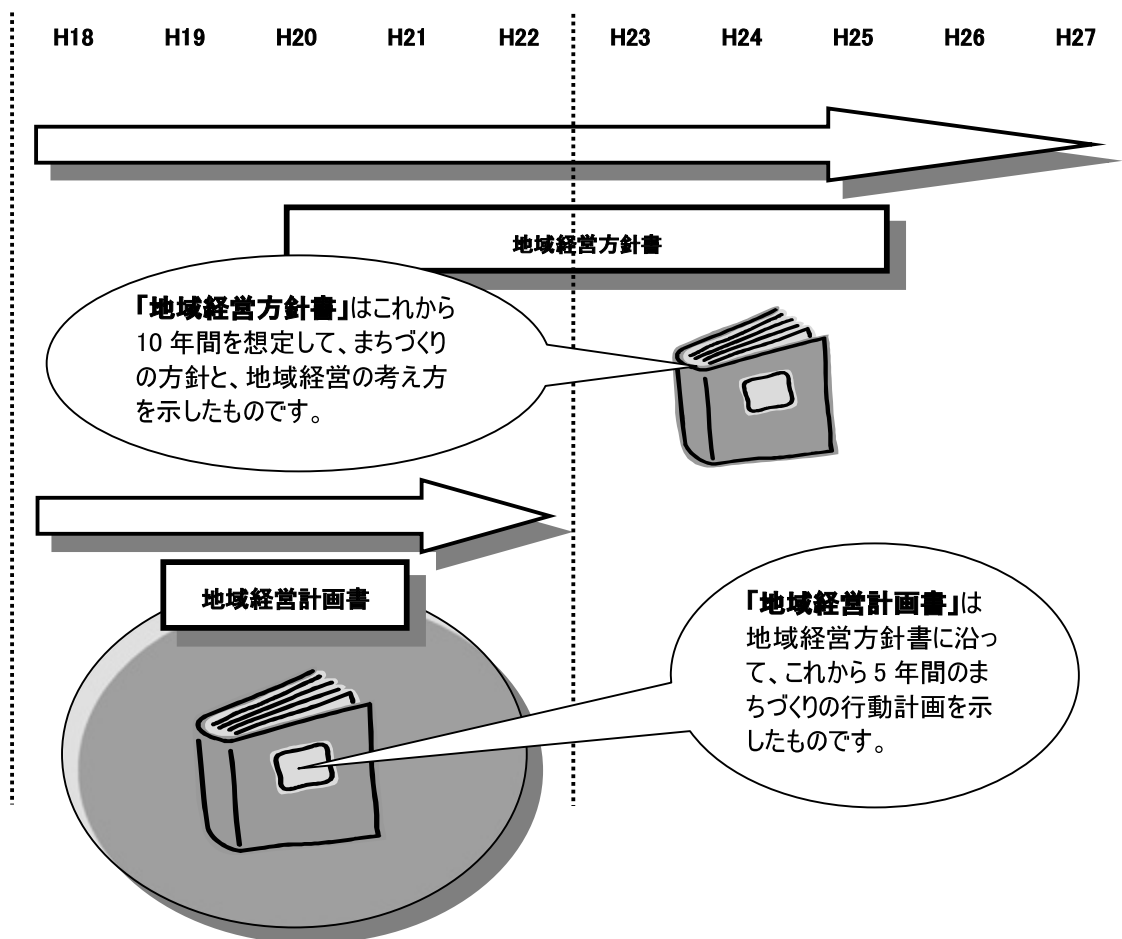
地域経営計画書は、地域経営方針書に対応した計画書として位置付けました。地域経営方針書で示したとおり、まちづくりの基本理念である「安心して暮らせる地域社会」「持続的に成長できる仕組み」を実現するためには、地域経営の基本方針に沿って、分野別の政策目標を着実に達成していく必要があります。地域経営計画書は、その具体的な取組みを示した行動計画書です。

また地域経営計画書で示した施策は、具体的な目標値を設定して、行政評価システムの中で進捗管理と成果管理を行います。

2. 地域経営計画書の計画期間

地域経営計画書の計画期間は、平成 18 年度を初年度とし、平成 22 年度を最終年度とする 5 箇年です。

※ 地域経営方針書と地域経営計画書



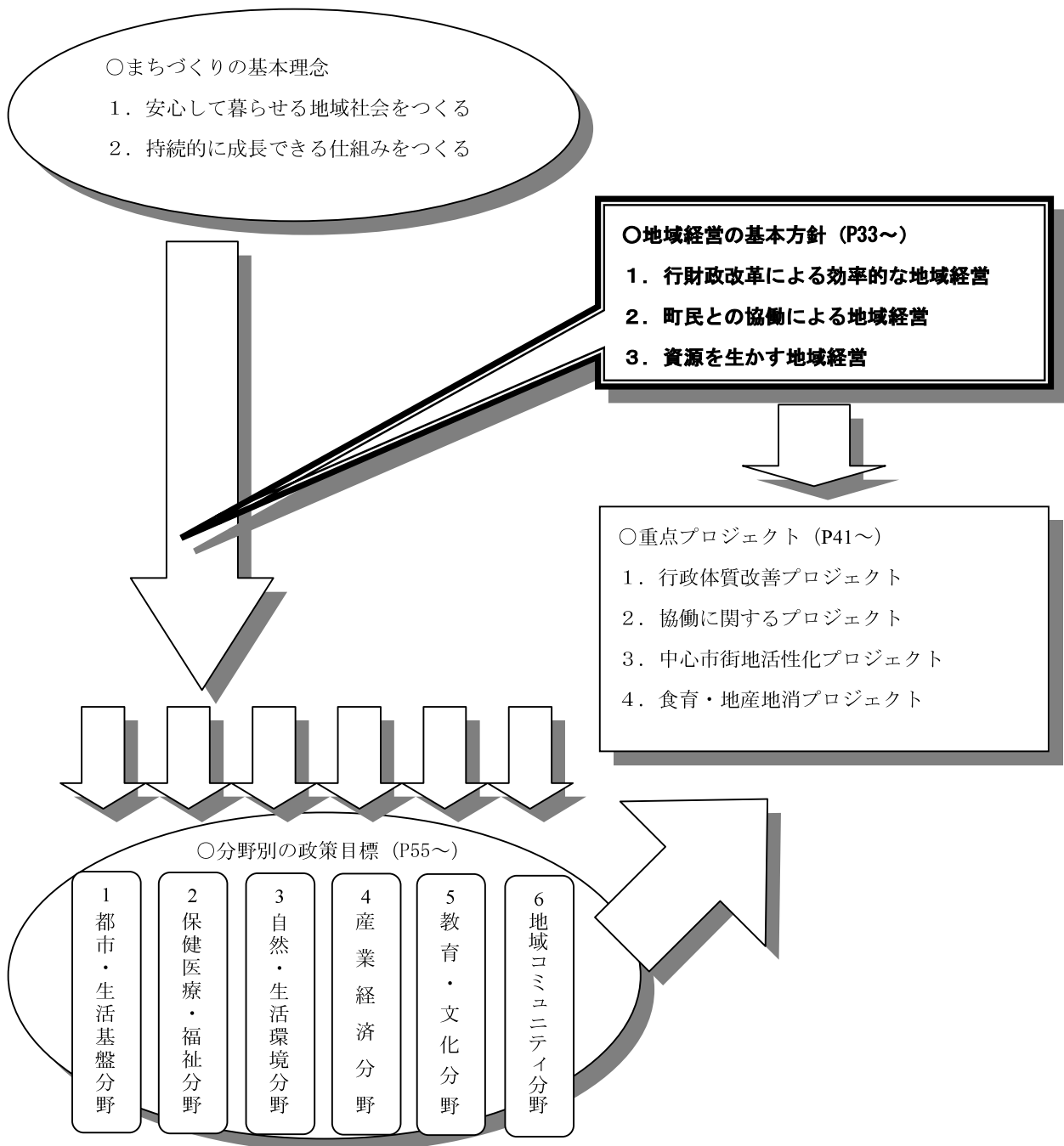
3. 地域経営計画書の構成

I.地域経営の目標	32
1. 行財政改革による効率的な地域経営	34
2. 町民との協働による地域経営	37
3. 資源を生かす地域経営	39
II.重点プロジェクト	41
1. 行政体質改善プロジェクト	42
2. 協働に関するプロジェクト	45
3. 中心市街地活性化プロジェクト	48
4. 食育、地産地消プロジェクト	51
III.分野別の政策目標	55
【施策体系図】	56
【主要施策の指標一覧】	62
【分野別地域経営計画書】	69
1. 都市・生活基盤分野	69
2. 保健医療・福祉分野	83
3. 自然・生活環境分野	95
4. 産業経済分野	105
5. 教育・文化分野	113
6. 地域コミュニティ分野	127
○ 資料編	135
【財政計画】	136
【用語解説】	143

I. 地域経営の目標

地域経営の基本方針に基づいて、5年間の目標を設定しました。

地域経営の基本方針は、まちづくりの基本方針に基づいて政策を展開していくための礎となるもので、下記のように位置付けられるものです。



○地域経営の基本方針

(※地域経営方針書 P15)

1.行財政改革による効率的な地域経営

(1)地域経営の固定費削減

- 経営資源（ヒト）の工夫
- 経営資源（モノ）の工夫
- 経営資源（カネ）の工夫
- 仕組みの工夫

(2)連携による業務効率化

- 組織の連携
- 地域の連携

(3)財政基盤の強化

- 財源の確保
- 収入の確保
- 新たな収入の検討

2.町民との協働による地域経営

(1)町民の意向が反映する仕組みづくり

- まちづくり基本条例の制定
- 行政情報の共有化
- 町民参加・参画の拡大

(2)町民と行政の協働の仕組みづくり

- 住民協働推進計画の策定
- NPO 法人*の設立支援
- 地域活動団体との連携によるサービス向上
- 協働支援の充実
- 地域担当制度の活用

3.資源を生かす地域経営

(1)利便性を生かした地域価値の向上

- 宝積寺駅及び駅周辺整備の実現
- TMO*活動支援と商業機能の向上
- 宝積寺駅西第一土地区画整理事業の完了

(2)地域ブランドの育成

- 正しい食生活づくりの普及
- 安全な農作物の提供
- 農業体験教育の充実

1. 行財政改革による効率的な地域経営

(1) 地域経営の固定費削減

●経営資源（ヒト）の工夫

—実施するもの—

- 職員定数の見直し

指標	現在値	目標値
職員総数 (単位：人)	216人	平成22年度 202人

- 特別職*設置の見直し：収入役の廃止
- 議会議員定数の見直し：※H17において実施

—検討するもの—

- 職員給料、手当の見直し：給与体系、用地交渉手当など
- 報酬等の見直し：特別職*、議会議員、非常勤特別職の報酬、審議会等の組織と委員数の見直し

●経営資源（モノ）の工夫

—実施するもの—

- 施設維持管理経費の見直し：上下水道の業務委託
- 指定管理者制度*の活用

指標	現在値	目標値
指定管理者制度*実施施設数 (保育園) (単位：施設)	0施設	平成22年度 2施設
指定管理者制度*実施施設数 (児童館) (単位：施設)	0施設	平成22年度 2施設
指定管理者制度*実施施設数 (学童保育所) (単位：施設)	0施設	平成22年度 4施設

その他施設についても再検討

—検討するもの—

- 施設の統廃合の検討：農村公園など

●経営資源（カネ）の工夫

—実施するもの—

- ・ 補助金の見直し：必要性、費用対効果の再検証、整理合理化

●仕組みの工夫

—実施するもの—

- ・ 入札制度改革：一般競争入札の拡大、電子入札、一括発注などによるコスト削減
- ・ 行政評価*システムの活用：政策評価による住民満足度の測定

（２）連携による業務効率化

●組織の連携

—実施するもの—

- ・ 行政組織の見直し：機構のスリム化、横断的な専門ポストの検討、多機能職員の育成

●地域の連携

—実施するもの—

- ・ 大学等との業務提携：専門性を生かした業務委託

—検討するもの—

- ・ 広域連携の検討：関連業務の共同外部委託、公共交通体系の整備、コールセンター*の設置など

(3) 財政基盤の強化

●財源の確保

—実施するもの—

- ・ 税の徴収対策：計画的、効率的な対応策の検討

指標	現在値	目標値	(参考) 全国町村平均
町民税徴収率 (単位：%)	平成 16 年度 98.9%	平成 22 年度 99.0%	平成 15 年度 98.4%
固定資産税・都市計画税徴収率 (単位：%)	平成 16 年度 97.1%	平成 22 年度 97.6%	平成 15 年度 97.1%
軽自動車税徴収率 (単位：%)	平成 16 年度 96.0%	平成 22 年度 97.4%	平成 15 年度 97.4%
国民健康保険税徴収率 (単位：%)	平成 16 年度 88.7%	平成 22 年度 90.0%	平成 15 年度 93.7%

(※ 徴収率については、現年分のみ)

- ・ 介護保険料の見直し：定期的な計画変更

—検討するもの—

- ・ 都市計画税の見直し：税率変更の検討
- ・ 国民健康保険税の見直し：財政計画による管理

●収入の確保

—実施するもの—

- ・ 公共施設使用料の見直し：維持経費と合わせた、全体的かつ抜本的な見直し
- ・ 手数料の見直し：各種証明書発行手数料などのコスト計算

●新たな収入の検討

—検討するもの—

- ・ まちづくり基金の創設：目的を特定した寄付の検討
- ・ 広告収入の検討：効率的な手段を検討

2. 町民との協働による地域経営

(1) 町民の意向が反映する仕組みづくり

●まちづくり基本条例の制定

「町民の、町民による、町民のための高根沢」を実現するため、町民が中心となり、自治の基本原則と基本ルールを明文化したまちづくり基本条例を制定します。

指標	現在値	目標値
まちづくり基本条例の制定	未制定	平成 19 年度 制定

●行政情報の共有化

分かりやすい行政情報を、可能な限りたくさん提供していくとともに、町民からの意見、提案を確実に受け止め、生かすための仕組みを整えます。

指標	現在値	目標値
町ホームページの年間接続件数 (単位：件)	72,606件	平成 22 年度 92,000件

●町民参加・参画の拡大

町民への情報提供を充実させるとともに、町民がまちづくりを協議する機会を増やし、双方向コミュニケーションを充実させて、町民主体の地域経営の基盤を整えます。

参加・参画しやすい工夫として、まちづくり基本条例検討過程等において「政策形成技術」の学習と実践を行うとともに、住民協働推進計画策定作業において「政策立案の手引書等の作成」を検討します。

(2) 町民と行政の協働の仕組みづくり

●住民協働推進計画の策定

「まち普請 志民の会(※)」からの提案内容や、各行政機関の事業に関して、本町がどのような自治を実現していくのかを、住民有志と職員が力を合わせて自治の指針を提唱します。

(※ 平成 17 年度から活動をスタートした、行政と対等の立場でまちづくりに参画する住民組織)

指標	現在値	目標値
住民協働推進計画の策定	未策定	平成 19 年度 策定

●NPO法人*の設立支援

町内に住む人々や、町内を活動基盤としている団体は、地域の実態に応じてきめ細かい活動を展開することができます。そういった人々や団体を、積極的に支援します。

●地域活動団体との連携によるサービス向上

町民、ボランティア団体、NPO法人*等が、それぞれの持ち味を生かし、行政との役割分担を適切に調整し、相互に協力し合う協働経営の仕組みを築きます。

●協働支援の充実

職員による協働推進プロジェクトチームをつくり、各所属が連携して事務事業を見直し、協働分野の拡大を図ります。

●地域担当制度の活用

行政区ごとに担当職員を配置し、地域住民と職員との連携・協力により地域活動の充実を図ります。

3. 資源を生かす地域経営

(1) 利便性を生かした地域価値の向上

●宝積寺駅及び駅周辺整備の実現

駅舎の橋上化を実現し、駅東口の利便性の向上を図るため、東西連絡通路、関連する接続道路、駅前広場及び駐車場等の整備を推進します。

指標	現在値	目標値
橋上駅及び関連道路の進捗率 (単位：%)	31.4%	平成19年度 100%

●TMO*活動支援と商業機能の向上

TMO組織*の設立を支援し、TMO*が樹立する計画の実現をサポートします。また、TMO*が実施する「ちよつ蔵館」事業（ホール事業や多目的展示場活用事業）を側面的にサポートします。

指標	現在値	目標値
TMO組織*の設立と計画樹立	未計画	平成17～18年度 計画樹立

●宝積寺駅西第一土地区画整理事業の完了

快適に暮らせるまちづくりの実現に向けて、平成20年度完了を目指して、宝積寺駅西第一土地区画整理事業を行います。

指標	現在値	目標値
区画道路築造（4,710m）の進捗率 (単位：%)	43.4%	平成20年度 100%

(2) 地域ブランドの育成

●正しい食生活づくりの普及

食生活の基本的な知識を身につける機会を提供し、食事の大切さの理解を促します。

指標	現在値	目標値
朝食をきちんと食べる子供の割合 (単位：%)	90%	平成22年度 95%

●安全な農産物の提供

安全な地元農産物を直接消費者へ届けるための手法を構築します。また、構築された消費者と生産者の良好な関係を活かして、地元農産物のブランド化を進めるために農産物認証制度を確立し、認証機関を設立します。

指標	現在値	目標値
認証機関の設立	未設立	平成22年度 設立
サテライト（衛星）農家戸数 (単位：戸)	0戸	平成22年度 50戸

●農業体験教育の充実

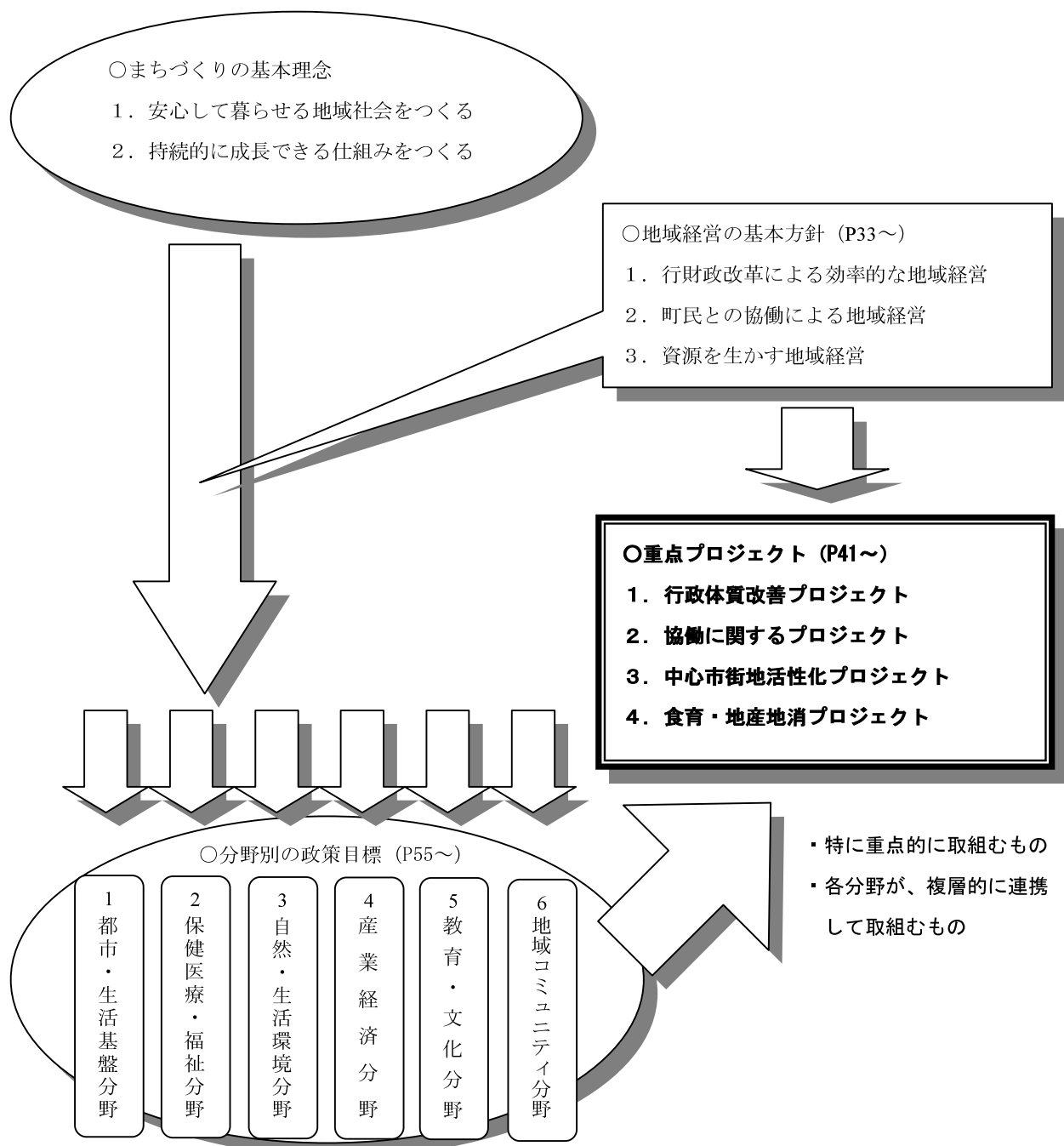
食べものを作ることの大変さを知る機会を提供し、食に関する正しい知識や、地元農産物に対する理解を醸成させます。

指標	現在値	目標値
小学校区単位での体験教室・体験学習の開催 (単位：箇所)	0箇所	平成22年度 6箇所

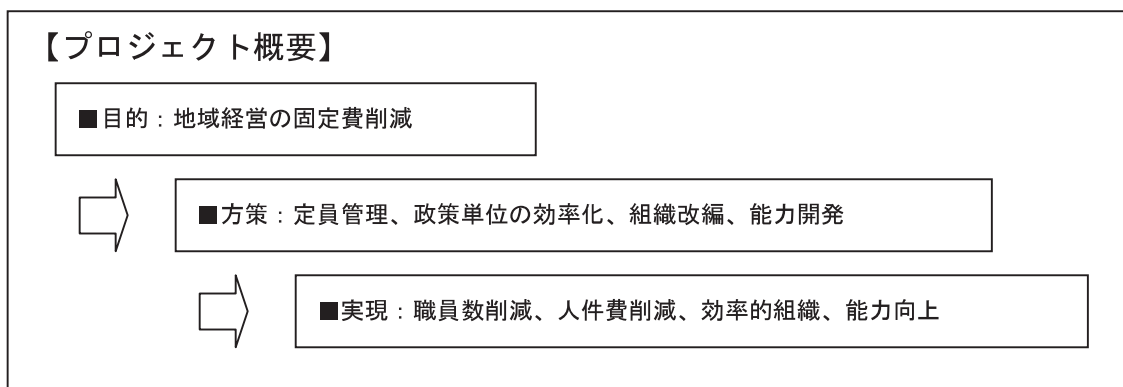
Ⅱ. 重点プロジェクト

まちづくりの基本理念や分野別の政策目標を実現するため、今後5年間に高根沢町が特に重点的に取り組む施策や事業を重点プロジェクトと位置付けました。

重点プロジェクトは、地域経営の基本方針に基づいて設定された施策や事業であるとともに、各分野の施策や事業のうち、特に重点的に、複層的に連携して取り組むべきものを示したものでもあります。



1. 行政体質改善プロジェクト



(1) 目的

地域経営の固定費削減を実現するため、組織体制を見直すとともに定員管理を徹底し、さらに、職員の能力開発を積極的に行うことによって、少数精鋭の行政組織へと体質改善を行います。

(2) 概要

本町の職員数は、ピーク時の238人（平成11年度）と比較すると、平成17年度現在9.2%減の216人となっています。しかしながら、今後の厳しい財政状況を考えると、引き続き行財政改革のための知恵を絞っていかなければなりません。

これからの5年間では、団塊の世代*が退職時期を迎えます。退職者数に対して採用者数を限定することによって職員のさらなる削減を実行し、県内で最もスリム化した効率のよい行政組織の確立を目指します。

また職員削減によるサービス低下を防ぐため、公共施設の維持管理を中心に民間委託を進めるとともに、職員個々の資質の向上と組織力の強化に取り組めます。

(3) 5年間の目標

- 職員数を6.48%削減します。
- 職員の人件費を約2億4千万円削減します。
- サービスの質が維持できるよう効率的な組織を創ります。
- これからの地域課題に対応するための職員育成に努めます。

指 標	平成 17 年度	平成 22 年度
職員総数 (単位：人)	216人	202人 (対 H17 年度比 6.48%減)
職員 1 人あたりの人口 (単位：人)	142.45人 (県内第 4 位)	160.86人 (県内第 1 位) (※1)
職員人件費の総額 (単位：千円)	年間人件費 1,630,923千円	年間人件費 1,524,153千円 (※2) <u>累積削減額 246,174千円</u>

(※1 分母となる人口は、予測値)

(※2 町長、助役、収入役、教育長は含みません)

(4) 実現するための方策

①定員適正化計画による退職補充の精査

組織機能を維持するために、例年、退職者に合わせて新規採用者を計画的に補充してきましたが、今後 10 年間の財政予測からも分かるとおり、固定費に関しては一層の削減策が必要となっています。行政サービスの根幹を成す人件費についても、長期的な視点で職員年齢構成などを精査しながら、適切な職員定員管理を行います。

②政策単位の効率化対策

各分野の施策の進捗と行政課題の変化に合わせて、人的資源の適切な配分が求められます。またコンパクトな組織を目指すことで、地域課題に対する多様な連携が容易になり、効率的な施策展開が可能になるだけでなく、「タテ割り行政」の弊害も減らすことができます。

具体的には、分野別の政策単位でそれぞれ効率化目標を掲げ、積極的に業務を外部委託していくとともに、組織的な連携を強化することで一体的な改革を進めていきます。

なお外部委託を進めることで、当然委託料などの経費は増加することになりますが、総合的に判断すれば、必ず固定費の削減に直結するものです。

- ・ 公共施設の維持管理経費の削減
上下水道業務の統合と業務委託
- ・ 指定管理者制度*の導入
保育園 2 園、児童館 2 館および学童保育所 4 箇所へ導入
- ・ 大学等との業務連携
専門性を生かした業務委託

- ・ 適切な事務分担による合理化
任意団体の事務局に関する事務について整理

③組織の改編

社会環境の変化などによる住民ニーズや行政課題の多様化に対し、迅速かつ柔軟に対応できる組織が必要になります。また組織の拡散による非効率や硬直化も、同時に防がなければなりません。

限られた人的資源を最大限に生かすために、効率的な組織運営の仕組みを確立します。

- ・ 機構のスリム化
- ・ 横断的な専門ポストの検討

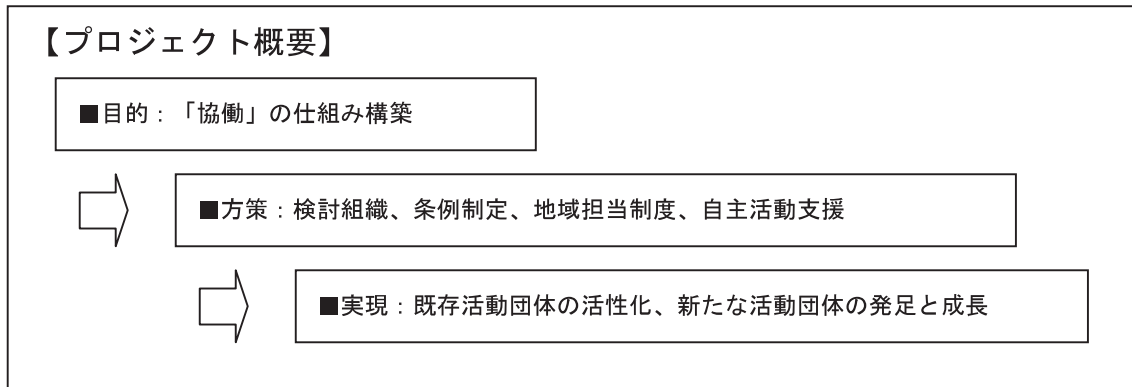
④職員の能力開発

職員削減によるサービスの維持と更なる向上を目指すためには、それを支える人材育成が大前提になります。

またこれからは、職員一人ひとりが単一の職務だけを忠実にこなすというだけでなく、常に未知の分野についての研鑽に努め、日々変化する地域課題に対応していくことが求められていることから、「多機能職員」の養成を人材育成の指針としていきます。

- ・ 人事評価制度の充実
- ・ 勤務実績の給与への反映
- ・ 職員研修体系の再構築
- ・ 他機関との人事交流
- ・ 職員による地域担当制度の導入
- ・ 情報収集能力の向上

2. 協働に関するプロジェクト



(1) 目的

高根沢町は、行政改革から、“行政創造”に向けて「協働」を提案します。

これからのまちづくりは、自助・共助・公助を基本としながら、これまでの住民と行政の関係をもう一度考え直し、個人・地域・行政がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に補完しあいながら進めていかなければなりません。住民と行政が一緒になって汗をかくことによって、地域コミュニティーを回復させ、潤いとやすらぎのある地域を形づくっていくことが必要であり、そのキーワードが協働であると考えています。

協働は、個人・地域・行政それぞれの立場で、定義や概念が異なると思います。本プロジェクトにおいては、行政の立場から協働を定義すると同時に、その実現に向けた行政の取組みを示します。

協働とは

「参加・参画」は、住民が行政の管理の下で政策の立案、計画の策定、事業の実施、検証などの過程に加わる行動をいい、責任は行政が負うものである。

これに対して「協働」とは、これを一歩進めて、住民と行政とが対等な立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携するものであり、住民の主体性がより発揮できるものである。

(2) 概要

住民と行政が互いの違いを認め尊重し合い、知恵や資源を持ち寄って事業を展開することによって、行政と住民さらには住民と住民との交流と連携を深めることが、協働の第一歩であると考えます。まちづくりの主体である住民の自治への直接的な関与によって「地域の力」が呼び覚まされ、これまでの公共サー

ビスや企業の営利サービスの多寡だけで地域の豊かさを計ることとは、違った価値観が創出されることとなります。

協働によるまちづくりの機会が身の周りにふんだんに存在し、住民が時としてサービスの担い手であり、また時として受益者であることを自由に選択できることが、地域の「新しい豊かさ」を創り上げる重要な要素となるのです。

協働を進めるにあたっての役割

- ① 住民の役割
 - ・ 住民は、主権者としての権利と義務を有することを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つこと。
 - ・ 町政に関心を持って、まちづくりに積極的に関与すること。
 - ・ 地域社会の一員として、積極的に地域の行事に関与すること。
 - ・ それらの活動を継続して、次世代に引き継いでいくこと。
- ② 行政の役割
 - ・ 行政情報を開示することは義務であるとの認識に立つこと。
 - ・ 住民の自主性を尊重すること。
 - ・ 住民と話し合い、協働の在り方を研究すること。
 - ・ 地域活動に一生懸命な住民を積極的に支援すること。
 - ・ 積極的かつ献身的な人材の育成に努めること。
- ③ 職員の役割
 - ・ 町職員は全体の奉仕者であることを自覚すること。
 - ・ 職員の意識改革は、住民との交流の中で厳しい批判にさらされることによって成し遂げられるとの考え方に則り、住民と一緒に汗をかくこと。

(3) 5年間の目標

協働の実現に向けて、行政として次のことに取組みます。

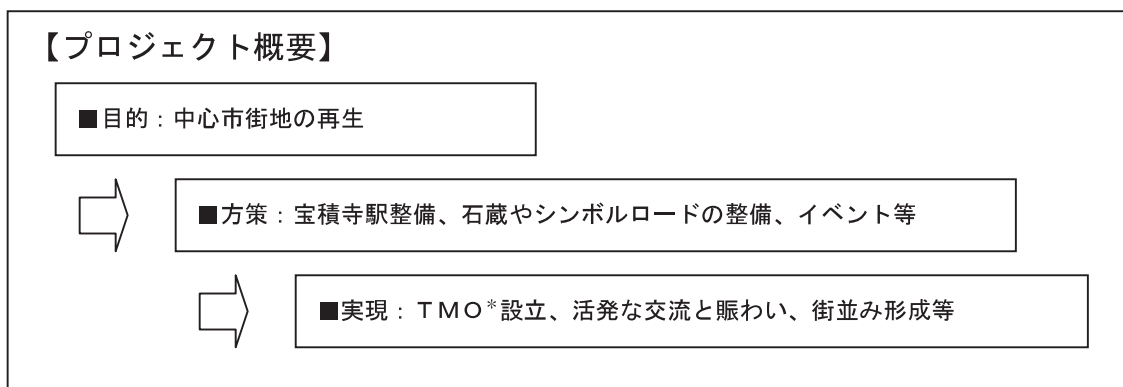
- 各地域等における既存の活動団体の活性化を支援します。
- 新たな人づくり、組織の育成と活動を支援します。
- 小学校区を単位とした地域活動団体の組織化に取り組めます。
- 住民主体によるまちづくり基本条例と住民協働推進計画を制定します。

指 標	平成 17 年度	平成 19 年度
まちづくり基本条例	未制定	制定
住民協働推進計画	未制定	制定

(4) 実現するための方策

- ① 職員による協働推進プロジェクトチームの組織化
庁内の各所属が連携して事務事業全般を見直し、協働の分野を拡大します。
- ② 職員による地域担当制度の創設
地域（行政区）ごとに担当職員を配置し、地域住民と職員が連携協力して地域活動を行います。
- ③ 既存の自主活動への支援
各種活動の活性化を促すために、全町的な自主活動組織や各地域の先進的な取組みの調査をし、より充実した活動支援を行います。また、それらの活動内容などを町内に広く発信することにより、他地域への波及を図ります。
- ④ 情報の共有とネットワーク化
町広報誌やホームページを最大限活用し、行政や住民活動団体の情報を効率的に発信し、情報の共有化と相互理解に取り組めます。
- ⑤ まちづくり基本条例の制定
住民が条文作成の主体となったまちづくり基本条例（案）の作成を直接的、間接的に支援し、条例制定に向けた環境づくりを行います。また、同様の手法によって住民協働推進計画を策定します。
- ⑥ 人材の育成
協働の具現化とその効果を高めるためには積極的かつ献身的な人材が必要となることから、「まち普請 志民の会（※）」などを通じて、地域における人材の発掘、育成が可能となる仕組みづくりを検討します。
(※ 平成 17 年度から活動をスタートした、行政と対等の立場でまちづくりに参画する住民組織)

3. 中心市街地活性化プロジェクト



(1) 目的

JR 宇都宮線宝積寺駅を中心として広がる中心市街地（宝積寺市街地）に、かつての賑わいと活気を呼び戻すことを目的として、宝積寺駅及び駅周辺の整備を推進します。さらに、駅周辺の環境整備を行うことによって、朝夕の通勤・通学ラッシュの緩和等、住みやすいまちづくりに向けた取組みを進めます。

(2) 概要

本町の表玄関である宝積寺駅の駅舎橋上化及び東西連絡通路の設置によって、駅の機能充実を図り、利用者の利便性を向上させるとともに、駅東口に接続する道路を整備し、朝夕の通勤・通学ラッシュを緩和します。

さらに、宝積寺駅前の原風景ともいえる大谷石蔵を保存・活用した「ちよつ蔵館（ホール・多目的展示場）」をはじめ、駅前広場等を整備することによって、駅を中心とした住民の滞留性、回遊性を高め、地元商店街での購買意欲を高める環境を整備します。

また、これら町が行う施設整備と並行して、これからの中心市街地の活性化に向けたまちづくりに必要な人材の育成や組織づくりが必要なことから、現在、商工会が中心となって設立を進めているTMO組織*の支援を行います。なお、TMO*設立後については、TMO*に対して町が整備した施設の管理・運営等の委託を進めるとともに、TMO*が主体となって進める駅周辺駐車場の整備等施設整備事業に対し、商工会とともに側面的な支援を行います。

①宝積寺駅及び駅周辺施設の整備

- ・ 駅舎の橋上化
- ・ 東西連絡通路、接続道路及び駅前広場等の整備
- ・ 大谷石蔵の保存、活用

- ・「ちよつ蔵館（ホール・多目的展示場）」の整備

②TMO組織*の設立及び設立後の支援

- ・ TMO*の設立に関する指導、助言及び補助
- ・ TMO*に対する駅周辺施設の管理、運営委託
- ・ TMO*実施事業に対する側面的支援

(3) 5年間の目標

- 宝積寺駅及び駅周辺施設の整備を早急に推進します。
- TMO*の設立及び設立後の支援を行います。
- 「ちよつ蔵館（ホール・多目的展示場）」のTMO*への委託（指定管理者制度*を活用）を進めます。
- TMO*が主体となって実施する施設整備事業（駅前駐車場等）に対し、側面的な支援を行います。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
宝積寺駅及び駅周辺施設整備	整備中	平成 18 年～19 年度 整備完了
TMO*の設立と運営支援	未計画	平成 17 年～18 年度
「ちよつ蔵館」のTMO*委託	—	平成 19 年度～
TMO*による施設整備事業の側面的支援	—	平成 19 年度～

(4) 実現するための方策

① 宝積寺駅及び駅周辺施設の整備

これまで、宝積寺駅及び駅周辺施設の整備については、周辺住民の理解・協力を得るための環境整備を中心に実施してきましたが、平成 18 年度以降については、駅舎、連絡通路等の整備をはじめ、本格的な施設整備事業に着手します。

整備に当たっては、駅利用者の利便性の向上やバリアフリー*化、アクセス性の向上等に着眼して整備を進めると同時に、中心市街地の活性化という目的を達成するための核となる施設、という視点に立って整備を行います。

② TMO*の支援

宝積寺駅及び駅周辺施設等、中心市街地活性化の核となる施設については、行政が責任を持って整備を行います。しかし施設整備後の利活用や運営については、商工会や宝積寺地域の皆さん、さらには駅を利用する皆さんが、主体的に関わらなければその目的を達成することはできません。

現在、商工会を中心に組織化が進められているTMO*は、中心市街地の活性化を考えたとき、その中核を担う組織であり、町が整備した施設の効果的・効率的な管理、運用及び利活用の検討を行うと同時に、独自の施設整備を含めた事業展開を行うことが期待されています。

町では、TMO*の設立に向けての支援を積極的に行うと同時に、設立後についても、商工会とともに側面的な支援を行っていきます。

4. 食育、地産地消プロジェクト

【プロジェクト概要】

■目的：食に関する正しい知識の習得と地産地消



■方策：推進会議の設置、知識普及、農産物直売強化等



■実現：規則的な食事、生産者と消費者の信頼関係構築等

(1) 目的

「身土不二（しんどふじ）」という仏教の言葉があります。これは「身（体）と土（地）は不二（ふたつとない）」、「人の命と健康は食べ物で支えられ、食べ物は土が育てる。故に、人の命と健康はその土と共にある。」という考え方です。このプロジェクトの「地産地消」という言葉も同義で、暮らす土地において季節ごとに採れる旬の物を食すことで、身体を環境に調和させるというものです。

このような考え方に基づいて、心や体、情緒を育てるために、子どもたちから食に関する正しい知識や地元農産物に対する理解を醸成し、「食」を通して健全な社会生活を営むことができる「人」づくりを実践していきます。

基本的な考え方

- ① 行政の役割
 - ・ 町は地産地消のシステムを構築し、住民の健全な食生活の維持が可能となる施策を展開すること。
 - ・ 地産地消のシステムを基礎として、家庭・保育園・幼稚園・学校・地域等町全体が一丸となって食育に取り組める仕組みをつくること。
- ② 生産者の役割
 - ・ 生産者は、農産物が住民の健康を支えるという自覚と責任を持って、安全な農産物を生産すること。
 - ・ 農産物に関する正確かつ適切な情報を、消費者である住民に提供すること。
- ③ 住民の役割
 - ・ 住民は、安全な食を提供する生産者の努力を理解し、地元の安全で新鮮な農産物を積極的に利用すること。
 - ・ 食に関する教室等に参加して正しい知識を習得し、次代を担う子どもたちにその知識を伝えていくこと。
- ④ 商工業者の役割
 - ・ 商工業者は、消費者と生産者の間を取り持つ役割を担っていることを認識し、地産地消の推進に努めること。

(2) 概要

町は、住民や関係機関などから意欲ある人材を募集して（仮称）食育地産地消推進会議を設置します。そしてここを、食育推進と地産地消のシステム構築のコントロールタワーと位置付け、事業の企画、運営、評価、改善などを行っていきます。

このプロジェクトの中で連携して、具体的には以下のことを実現します。

- ・「食べものを作ることの大変さを知る」機会を提供します。
- ・「旬の物・新鮮な物の美味しさを味わう」機会を提供します。
- ・「食生活の基本的な知識を身につける」機会を提供します。
- ・「家族で楽しくする食事・友人と楽しくする食事・地域の人と楽しくする食事」の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ・学校給食での地元食材利用の拡大を進めます。

(3) 5年間の目標

- （仮称）食育地産地消推進会議を平成18年度に設置し、（仮称）食育地産地消推進条例及び（仮称）食育地産地消推進行動計画を制定・樹立します。
- 体験学習や健康教育による知識の普及により、食事の大切さについて理解することにより、朝食をきちんと食べる子どもを増加させます。
- 農産物を通して生産者と消費者の良好な関係づくりを進めます。

指 標	平成16年度	平成22年度
（仮称）食育地産地消推進条例の制定	未制定	制定
朝食をきちんと食べる子どもの割合 （単位：％）	90％	95％

(4) 実現するための方策

① (仮称) 食育地産地消推進会議設置事業

(仮称) 食育地産地消推進会議を、住民、教育関係者、農業関係者、食品関係者、保健師、栄養士等で組織し、実効性・継続性・波及性のある食育地産地消を推進するための条例及び行動計画を策定します。

② 食に関する体験事業

子どもたちが、食糧を地元で生産、供給、消費することの大切さや食文化を体感し、学ぶことのできる機会を創出するために、家庭、保育園、幼稚園、学校及び地域社会が協力・連携して体験・体感事業を実施します。

③ 食に関する知識の普及事業

健全な食生活を営むための知識の普及啓発を行い、食習慣を含めた生活習慣の改善を促していきます。さらに、関係機関が協力・連携し、食に関する教室開催、指導を行うと同時に、旬の野菜を利用する大切さや地元食材のすばらしさといった情報の提供に努めます。

④ サテライト (衛星) 農家システム

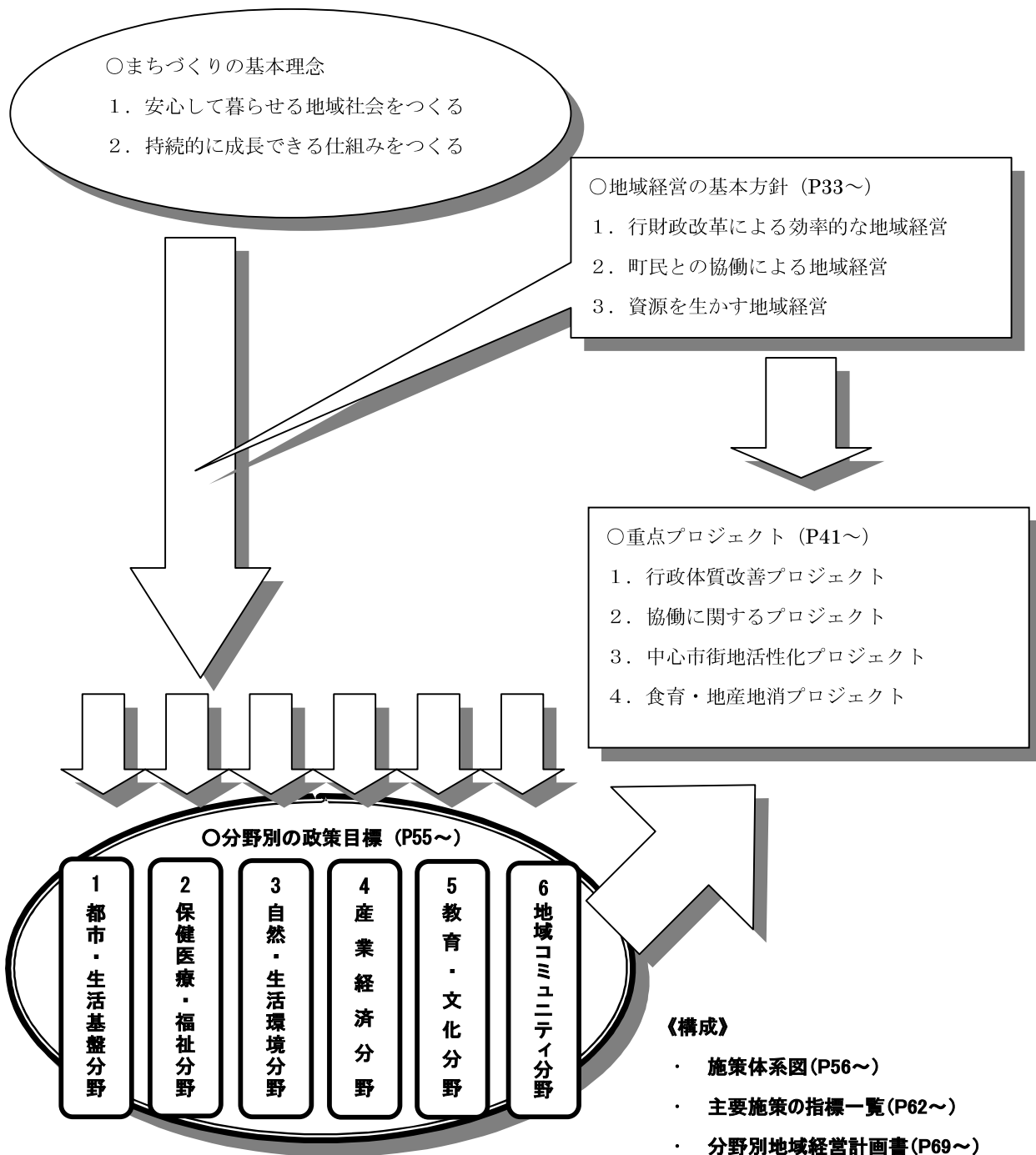
生産者が消費者に対して採りたての農産物を庭先で、直接販売することができるシステムを構築します。具体的には以下のように進めていきます。

- i. サテライト (衛星) 農家の基準や要綱を定め、サテライト (衛星) 農家システムに参加する農家を広報等で募集します。
- ii. 農家がある一定数集まった段階で、サテライト (衛星) 農家の場所がわかるイラストマップを作成し町民に周知し、看板などを設置します。

指 標	平成 16 年度	平成 22 年度
(仮称) 食育地産地消推進会議の設置	未設置	設置
小学校区単位での体験教室・学習開催箇所数 (単位：箇所)	0 箇所	6 箇所
サテライト (衛星) 農家戸数 (単位：戸)	0 戸	5 0 戸

Ⅲ. 分野別の政策目標

まちづくりの基本理念を実現するために、6分野をさらに細分化した政策単位で、5年間の政策目標とそれを達成するための施策や事業を設定しました。また政策単位で主要な施策を定め、具体的な目標値を示すことで、安心して暮らせる5年後の高根沢町の姿を明示しました。



施策体系図

1. 都市・生活基盤の整備－快適に暮らせるまち

※○印がついているものは主要施策

※主要施策：優先的に取組む施策で、財政計画上の財源の裏付けがあるもの

政策

施策

1-1 計画的な市街地整備

【関連計画－高根沢町都市計画マスタープラン】

1-1-1	○宝積寺駅西第一土地区画整理事業
1-1-2	○宝積寺駅西第二土地区画整理事業
1-1-3	○宝積寺駅及び駅周辺整備事業
1-1-4	○良好な景観の形成
1-1-5	公園整備
1-1-6	適正な土地利用の推進

1-2 利便性の高い道路網の形成

1-2-1	○幹線道路の整備
1-2-2	主要幹線道路の整備促進
1-2-3	農道の整備
1-2-4	道普請事業の推進
1-2-5	道路管理台帳の整備（デジタル化）と運用

1-3 公共交通の充実

1-3-1	○公共交通システムの体系化と運用
1-3-2	民間生活路線バスの維持確保対策

1-4 安心・安全・安定した水道水の供給

1-4-1	○石綿セメント管更新事業
1-4-2	市街地配水管網整備事業
1-4-3	水道モニター制度の活用

1-5 生活排水処理の充実

1-5-1	○公共下水道污水管建設
1-5-2	○公共下水道雨水管建設
1-5-3	水処理施設の拡充
1-5-4	合併処理浄化槽の普及
1-5-5	水洗化率の向上

2. 保健医療・福祉の充実—健やかにいきいきと暮らせるまち

※○印がついているものは主要施策

※主要施策：優先的に取組む施策で、財政計画上の財源の裏付けがあるもの

政 策

施 策

2-1 健康づくりの推進

【関連計画—健康たかねぞわ元気計画】

	2-1-1	○正しい食生活づくり
	2-1-2	○運動習慣づくり
	2-1-3	こころの健康づくり
	2-1-4	たばこ・アルコール対策
	2-1-5	歯とからだの健康づくり

2-2 高齢者福祉・介護の支援

【関連計画—高根沢町高齢者総合保健福祉計画】

	2-2-1	○地域密着型介護施設の整備
	2-2-2	○地域包括支援センターの創設
	2-2-3	○高齢者の生きがい支援
	2-2-4	高齢者の生活支援
	2-2-5	認知症高齢者対策の推進

2-3 障害者福祉の充実

【関連計画—高根沢町障害者福祉計画】

	2-3-1	○地域活動支援センターの設置
	2-3-2	○障害者生活支援センターの設置
	2-3-3	障害者元気プランの策定と運用
	2-3-4	学齢障害児の日中活動支援

2-4 子育て支援策の充実

【関連計画—次世代育成支援対策高根沢町地域行動計画】

	2-4-1	○保育園の適正な運営と保育サービスの充実
	2-4-2	○「居場所づくり」あそぼうねっとプロジェクト
	2-4-3	○食育教育の推進
	2-4-4	育児情報の提供
	2-4-5	学校と地域が連携した子育て
	2-4-6	仕事と子育ての両立の支援
	2-4-7	児童虐待防止ネットワークの充実

3. 自然環境の維持と生活環境の向上ー豊かな自然を守る安全なまち

※○印がついているものは主要施策

※主要施策：優先的に取り組む施策で、財政計画上の財源の裏付けがあるもの

政 策

施 策

3-1 自然環境の保全と創造

3-1-1 ○環境基本計画の策定と運用

3-1-2 環境保全に取り組む人材の育成

3-1-3 緑地等保全活動の推進

3-2 リサイクルの推進

3-2-1 ○リサイクル総合計画の策定と運用

3-2-2 環境学習の充実

3-3 防災機能の向上

【関連計画ー高根沢町地域防災計画】

3-3-1 ○防災体制の強化

3-3-2 急傾斜地崩壊及び河川氾濫防止

3-4 防犯・交通安全対策の充実

3-4-1 ○防犯灯の整備

3-4-2 ○交通安全施設の整備

3-4-3 自主防犯組織の育成と強化

3-4-4 交通安全組織の育成と強化

4. 産業経済の振興－活力ある地域産業を育てるまち

※○印がついているものは主要施策

※主要施策：優先的に取り組む施策で、財政計画上の財源の裏付けがあるもの

政 策

施 策

4-1 攻めの農政への転換

【関連計画－高根沢農業振興地域整備計画】

4-1-1	○循環型農業への取り組み推進
4-1-2	将来の農業を支える、やる気のある人材の育成
4-1-3	経営安定を目指した生産体制の改善
4-1-4	農村地域の再生と活力ある農村の創造

4-2 新たな産業の創出

4-2-1	○産業ネットワークの構築
4-2-2	町内企業の育成と支援
4-2-3	情報の森とちぎへの企業誘致

4-3 魅力と元気のある商業振興

4-3-1	○商店街の活性化
4-3-2	地域資源を活かした観光
4-3-3	商工会等の活動支援

5. 教育・文化の充実—豊かな心を育むまち

※○印がついているものは主要施策

※主要施策：優先的に取組む施策で、財政計画上の財源の裏付けがあるもの

政策

施策

5-1 学校教育・教育環境の充実

	5-1-1	○校舎等の計画的な整備
	5-1-2	○基礎学力の向上
	5-1-3	体験（自然・社会・生活）学習の充実
	5-1-4	食に関する指導の充実
	5-1-5	小学校における英会話学習の充実

5-2 青少年の健全育成

	5-2-1	○自然・体験活動への支援
	5-2-2	○地域リーダーの育成
	5-2-3	地域・団体等の教育力への支援
	5-2-4	若者の居場所づくり

5-3 生涯学習の推進

【関連計画—高根沢町生涯学習推進計画】

	5-3-1	○地域協働団体等の育成と支援
	5-3-2	○体験・交流活動の充実
	5-3-3	生涯学習情報システムの構築
	5-3-4	地域コミュニティ（小学校区単位）による地域教育力の活用
	5-3-5	読書活動推進とボランティア育成

5-4 文化・芸術の振興

	5-4-1	○住民参画による文化イベントの運営
	5-4-2	体験型・伝統芸能子ども教室の開催
	5-4-3	文化振興計画の策定と運用

5-5 生涯スポーツの推進

	5-5-1	○スポーツ振興基本計画の策定と運用
	5-5-2	県体育施設の誘致
	5-5-3	総合型地域スポーツクラブ設立の支援
	5-5-4	指導者の育成
	5-5-5	スポーツイベントの充実

6. 地域コミュニティ活動の充実—まち普請元年 自助・共助・公助

※○印がついているものは主要施策

※主要施策：優先的に取組む施策で、財政計画上の財源の裏付けがあるもの

政 策

施 策

6-1 住民と行政の協働の推進

	6-1-1	○まちづくり基本条例の制定
	6-1-2	住民協働推進計画の策定と運用
	6-1-3	コミュニティビジネスの充実
	6-1-4	地域担当制度の創設
	6-1-5	行政区連合体の組織化

6-2 男女共同参画の促進

【関連計画—高根沢町男女共同参画計画】

	6-2-1	○男女共同参画計画の推進
	6-2-2	女性を暴力から守るための対策の強化
	6-2-3	男女共同参画推進条例の制定

6-3 行政情報の共有

	6-3-1	○行政情報の発信
	6-3-2	公聴活動
	6-3-3	情報の共有化

主要施策の指標一覧

1. 都市・生活基盤の整備－快適に暮らせるまち

	施策	指標	現在値	目標値
1-1	計画的な市街地整備			
1-1-1	宝積寺駅西第一土地区画整理事業	区画道路築造（4,710m）の進捗率	43.4%	100%
1-1-2	宝積寺駅西第二土地区画整理事業	事業計画作成	0%	100%
1-1-3	宝積寺駅及び駅周辺整備事業	橋上駅及び関連道路の進捗率	31.4%	100%
1-1-4	良好な景観の形成	景観条例の制定	未制定	制定
1-2	利便性の高い道路網の形成			
1-2-1	幹線道路の整備	幹線道路整備進捗率	33%	75%
1-3	公共交通の充実			
1-3-1	公共交通システムの体系化と運用	公共交通システムの年間利用者数	37,500人	41,700人
1-4	安心・安全・安定した水道水の供給			
1-4-1	石綿セメント管更新事業	事業の進捗率	12.9%	61.0%
1-5	生活排水処理の充実			
1-5-1	公共下水道污水管建設	公共下水道污水管 全体整備計画面積 ・宝積寺処理区 438ha ・仁井田処理区 57ha ・全体 495ha	整備済面積 ・宝 154.8ha ・仁 49.3ha ・計 204.1ha	整備済面積 ・宝 190ha ・仁 57ha ・計 247ha
1-5-2	公共下水道雨水管建設	整備延長（宝積寺駅西第一地区） 1,773m	42m	1,773m

2. 保健医療・福祉の充実—健やかにいきいきと暮らせるまち

	施策	指標	現在値	目標値
2-1	健康づくりの推進			
2-1-1	正しい食生活づくり	①食事を1日3回規則正しく摂る人の割合	79.3%	90%
		②自分の適正体重を維持するカロリーや食事内容を知っている人の割合	18.3%	30%
2-1-2	運動習慣づくり	定期的に汗をかく運動をしている人の割合	38.3%	50%
2-2	高齢者福祉・介護の支援			
2-2-1	地域密着型介護施設の整備	①地域密着型介護施設数 ・小規模多機能居宅介護施設	0箇所	1箇所
		②地域密着型介護施設数 ・認知症対応型グループホーム	0箇所	1箇所
2-2-2	地域包括支援センターの創設	①地域包括支援センター数	0箇所	2箇所
		②要介護2～5の認定者数	463人	575人
2-2-3	高齢者の生きがい支援	①生涯学習講座参加者数	896人	1949人
		②シルバー人材センター登録者数	186人	286人
2-3	障害者福祉の充実			
2-3-1	地域活動支援センターの設置	障害者地域活動支援センター	0箇所	1箇所
2-3-2	障害者生活支援センターの設置	障害対象種別	2種	8種
2-4	子育て支援策の充実			
2-4-1	保育園の適正な運営と保育サービスの充実	①長時間延長保育実施園	0園	2園
		②休日保育実施園	1園	2園
		③保育園運営委託	0園	2園
2-4-2	「居場所づくり」あそぼう ねっとプロジェクト	①昔の遊び体験 年間開催回数	0回	30回
		②3世代体験教室 年間開催件数	0回	22回
		③自然体験 年間開催件数	0回	20回
2-4-3	食育教育の推進	①保育園農園体験年間開催回数	0回	36回
		②食育指導（保育園、児童館、学童等）年間開催回数	11回	28回

3. 自然環境の維持と生活環境の向上—豊かな自然を守る安全なまち

	施策	指標	現在値	目標値
3-1	自然環境の保全と創造			
3-1-1	環境基本計画の策定と運用	環境基本計画の策定	未策定	策定
3-2	リサイクルの推進			
3-2-1	リサイクル総合計画の策定と運用	可燃ゴミのリサイクル率	33%	40%
3-3	防災機能の向上			
3-3-1	防災体制の強化	防災拠点施設整備箇所数	0 箇所	6 箇所
3-4	防犯・交通安全対策の充実			
3-4-1	防犯灯の整備	防犯灯設置総数	1,405 基	1,605 基
3-4-2	交通安全施設の整備	交通事故発生件数	252 件	220 件

4. 産業経済の振興－活力ある地域産業を育てるまち

	施策	指標	現在値	目標値
4-1	攻めの農政への転換			
4-1-1	循環型農業への取組み推進	①有機・減減米生産面積	8ha	50ha
		②有機・減減米生産量	40 t	250 t
		③食のまちづくり構想の策定	未策定	策定
4-2	新たな産業の創出			
4-2-1	産業ネットワークの構築	①経済活性化協議会の創設	未設立	設立
		②雇用対策会議の創設	未設立	設立
4-3	魅力と元気のある商業振興			
4-3-1	商店街の活性化	商品販売額	2,994,719 万円	3,593,663 万円

5. 教育・文化の充実—豊かな心を育むまち

	施策	指標	現在値	目標値
5-1	学校教育・教育環境の充実			
5-1-1	校舎等の計画的な整備	①改築 要改築 改築済箇所数	0 箇所	1 箇所
		②耐震 要耐震 改修済箇所数	0 箇所	3 箇所
		③維持補修 対象箇所数	0 箇所	5 箇所
5-1-2	基礎学力の向上	学習内容定着度調査平均点	—	H18 平均点+2 点
5-2	青少年の健全育成			
5-2-1	自然・体験活動への支援	自然・体験活動参加者数	2,362 人	4,000 人
5-2-2	地域リーダーの育成	①地域公民館単位の巡回講座年間開催件数	0 回	24 回
		②中高生のリーダースクラブ設立数	1 箇所	2 箇所
5-3	生涯学習の推進			
5-3-1	地域協働団体等の育成と支援	新規の育成・支援団体数	7 団体	50 団体
5-3-2	体験・交流活動の充実	①自然体験年間参加者数	1,000 人	3,000 人
		②体験活動年間参加者数	44,849 人	60,000 人
		③交流活動年間参加者数	1,740 人	3,000 人
5-4	文化・芸術の振興			
5-4-1	住民参画による文化イベントの運営	町民ホール利用率	52%	60%
5-5	生涯スポーツの推進			
5-5-1	スポーツ振興基本計画の策定と運用	①スポーツ振興基本計画の策定	未策定	策定
		②成人週 1 回のスポーツ実施率	31.6%	40%

6. 地域コミュニティ活動の充実—まち普請元年 自助・共助・公助

	施策	指標	現在値	目標値
6-1	住民と行政の協働の推進			
6-1-1	まちづくり基本条例の制定	まちづくり基本条例	未制定	制定
6-2	男女共同参画の促進			
6-2-1	男女共同参画計画の推進	男女共同参画リーダー育成講座年間参加者数	100人	900人
6-3	行政情報の共有			
6-3-1	行政情報の発信	①町ホームページの年間アクセス件数 ②広報たかねざわの満足度	72,606件 54%	92,000件 65%

分野別地域経営計画書

1.かいてき ～都市・生活基盤分野～ 快適に暮らせるまち

1-1.計画的な市街地整備

1-2.利便性の高い道路網の形成

1-3.公共交通の充実

1-4.安心・安全・安定した水道水の供給

1-5.生活排水処理の充実

1-1. 計画的な市街地整備

(1) 現況と課題

本町は、宝積寺駅・仁井田駅を中心として旧市街地が形成され、宇都宮市などへの通勤・通学に便利な恵まれた地理的条件にあるため、宅地化が進んでいます。宝積寺地区の南側では、宝積寺バイパスを中心に、光陽台や宝石台の住宅団地が広がるとともに、商業施設が立地して都市化が進んでいます。

本町では、昭和45年10月1日に町全域を都市計画区域として指定し、当初は宝積寺地区と仁井田地区の295haを市街化区域としました。その後、宝石台・光陽台地区や工業専用地域等を編入して、現在の市街化区域は560haとなっています。

市街地整備事業として、宝積寺駅西第一土地区画整理事業をはじめ、公共下水道整備事業、宝積寺駅及び駅周辺整備事業を実施していますが、旧市街地では、生活排水処理に支障をきたしている地域があり、狭隘道路も多いことから、住民の意向を的確に把握し計画的に事業を進めていく必要があります。

また、新たな市街地が広がる一方で、旧市街地の商業地域の空洞化が進んでいることから、商業の活性化も含めた総合的な市街地整備が必要になっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①快適に暮らせるまちづくりの実現に向け、土地区画整理事業を計画どおり実施します。
- ②宝積寺駅及び駅周辺地区を整備し、利便性の向上とまちの活力・にぎわいの場を創出します。
- ③住民の主体的な参画と協力を得て、景観条例を制定し、良好な景観を形成します。

(3) 施策

1-1-1. 宝積寺駅西第一土地区画整理事業

快適に暮らせるまちづくりの実現に向けて、平成20年度完了を目指して、宝積寺駅西第一土地区画整理事業を行います。

指標	平成16年度	平成20年度
区画道路築造(4,710m)の進捗率 (単位：%)	43.4%	100%

【事業】

○宝積寺駅西第一土地区画整理事業

└ 区画整理事業費

【関連施策】

1-1-5 公園整備 1-2-1 幹線道路の整備 1-4-1 石綿セメント管更新事業

1-5-1 公共下水道污水管建設 1-5-2 公共下水道雨水管建設

1-1-2. 宝積寺駅西第二土地区画整理事業

平成18年度に住民意向調査を実施し、住民ニーズを把握した上で、宝積寺駅西第二土地区画整理事業を進めます。

指標	平成16年度	平成22年度
事業計画作成 (単位：%)	0%	100%

【事業】

○宝積寺駅西第二土地区画整理事業

- ┃ 合意形成事業費
- ┃ 事業計画作成事業費
- ┃ 区画整理事業費

1-1-3. 宝積寺駅及び駅周辺整備事業

宝積寺駅は橋上駅とし、東西連絡通路と併せて平成 19 年度に完成します。平成 17 年度に完成した「ちよつ蔵館（ホール・多目的展示場）」、駅前緑地に関連する道路も平成 19 年度に舗装を行います。まちの活性化に向けて、適切な土地利用や良好な景観が形成されるよう適切な指導を行います。

指標	平成 16 年度	平成 19 年度
橋上駅及び関連道路の進捗率 (単位：%)	31.4%	100%

【事業】

○宝積寺駅及び駅周辺整備事業

- ┃ 駅周辺整備事業費
- ┃ 橋上駅舎整備事業費
- ┃ 東西連絡通路整備事業費
- ┃ 町道 560 号線（「ちよつ蔵」への道）道路整備事業費

【関連施策】

- 1-1-4 良好な景観の形成 1-2-1 幹線道路の整備 1-3-1 公共交通システムの体系化と運用
 3-4-1 防犯灯の整備 3-4-2 交通安全施設の整備 4-1-1 循環型農業への取組み推進
 4-3-1 商店街の活性化 5-4-1 住民参画による文化イベントの運営

1-1-4. 良好な景観の形成

良好な景観の形成を図るため景観条例を制定します。違反広告物除去ボランティアを確保し、良好な景観の形成と風致の維持に努めます。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
景観条例の制定	未制定	制定

【事業】

○良好な景観の形成

- ┃ 景観条例制定事業
- ┃ 景観形成意識啓発事業
- ┃ 違反広告物除去ボランティア育成事業

【関連施策】

- 1-1-3 宝積寺駅及び駅周辺整備事業 1-1-6 適正な土地利用の推進
 3-1-1 環境基本計画の策定と運用 4-1-4 農村地域の再生と活力ある農村の創造

1-1-5. 公園整備

子供から高齢者までだれもが気軽に利用できる公園を整備し、住宅供給地としての魅力向上を図ります。

1-1-6. 適正な土地利用の推進

用途地域*や景観地区などの適正な指定と、適切な見直しを行います。

(4) 効率化目標

① 工事コストの低減

道路工事と下水道工事・水道工事の同時施工、現場発生材の活用と再資源化促進、新技術・新工法の採用、工事費積算の合理化等に積極的に取り組み、工事コストを低減します。

② 公園維持管理費の節減

公園の美化・除草活動を行うボランティアを育成し、公園維持管理費を節減します。

③ 違反広告物除去ボランティア育成事業

違法な看板、はり紙及びはり札等を除去するボランティアを育成し、景観の維持・保全に係わる経費を節減します。

(5) サービス向上目標

・道路工事による日常生活への影響が少なくなるよう、地域説明会や広報紙等を活用し、工事施工情報の適時適切な提供を行います。

・市街化区域・用途地域確認の窓口業務に、要領よく的確に対応するため、地図情報の整備・更新や道路管理台帳のデジタル化を進めます。

1-2. 利便性の高い道路網の形成

(1) 現況と課題

本町の西側を南北に通過する国道4号は、4車線化整備が完了し円滑な車両通行を実現しました。また、主要地方道宇都宮烏山線も仁井田鴻野山バイパスが供用開始され、本町における縦・横軸となる主要な幹線道路の整備はほぼ完了しています。

しかし、県内でも有数の工業地域である芳賀高根沢工業団地へ通じる県道宇都宮向田線では通勤車両が集中し、それに伴い県道宝積寺太田線や町道354号線は朝夕の渋滞を招いており、日常生活にも影響がでています。

本町では、限られた財源の中で有効な道路整備を行うため、平成16年度から道路評価システムを取り入れて、整備する路線や優先順位を決めて道路整備を行っています。生活圏の広域化に伴い宇都宮市をはじめとする周辺市町村へのアクセス性の向上や、町内の円滑な移動に向けた道路網（ネットワーク）の形成と交通量の多い主要な町道の傷みを迅速かつ効率的に修繕することが課題となっています。

利便性の高い道路網の形成を円滑に進めるためには、道路整備の必要性や整備効果についてこれまで以上に情報開示を行い、地域との協力体制を築くとともに、住民との協働による道路整備・維持管理技法の確立も必要になります。

(2) 5年間の政策目標

- ①主要幹線道路（国・県道）を補完する道路ネットワークを形成します。
- ②道路整備の必要性、効果についてわかりやすい情報開示を行い、住民との対話と情報の共有化を実現します。
- ③住民参加による道路整備・維持・管理技法を確立します。
- ④土地区画整理事業と連携して道路整備を進め、生活環境を向上させます。

(3) 施策

1-2-1. 幹線道路の整備

より円滑な道路網の形成に向けて、国道・県道を補完する町幹線道路24路線のうち15路線を道路評価システムに基づき整備を行います。平成22年度までに新設改良道路は8路線中4路線を、舗装修繕路線は8路線中6路線の整備完了を目指します。また、芳賀高根沢工業団地関連渋滞対策をはじめとする3路線の新設改良と、交通量が多く道路の傷みが激しい2路線の舗装修繕にも着手します。

指標	平成16年度	平成22年度
幹線道路整備進捗率 (単位：%)	33%	75%

【事業】

○幹線道路の整備（整備完了路線—10路線）

- ┆ 町道350号線拡幅改良事業費（宝積寺地内：JR東北線並塚県道南踏切の拡幅）
- ┆ 町道436号線道路改良事業費（亀梨地内：台新田公民館東から那須烏山市福岡地内まで）
- ┆ 町道348号線道路改良事業費（宝積寺地内：JR東北線並塚県道南踏切からセントラルガス高根沢営業所付近まで）
- ┆ 都市計画道路宝積寺南通り道路改築事業費（宝積寺地内：阿小前御幸坂から稲荷神社南国道4号交差点まで）
- ┆ 町道419号線道路改良事業費（平田地内：仁井田中央通り終点部の橋梁拡幅）

- ┃ 町道 201 号線舗装修繕事業（光陽台地内：セントラルガス高根沢営業所付近から県道宇都宮烏山線（宝典）まで）
- ┃ 町道 204 号線舗装修繕事業（光陽台地内：高根沢キリスト教会からセントラルガス高根沢営業所交差点まで）
- ┃ 町道 202 号線舗装修繕事業（光陽台地内：たかはし眼科東交差点から県道宇都宮烏山線（ローソン）まで）
- ┃ 町道 354 号線舗装修繕事業（光陽台地内：光陽台のびのび公園東から県道宇都宮烏山線（烏山信用金庫）まで）
- ┃ 町道 243 号線舗装修繕事業（宝石台地内：県道宇都宮烏山線（足利銀行高根沢出張所）から県道宝積寺太田線（情報の森西）まで）

○幹線道路の整備（整備着手路線－5 路線）

- ┃ 芳賀高根沢工業団地関連渋滞対策路線改築事業費（宝積寺地内：県道宝積寺太田線（情報の森西鷺の谷）から芳賀町大塚まで）
- ┃ 都市計画道路宝積寺西通り道路改築事業費（宝積寺地内：セントラルガス高根沢営業所南から中坂付近まで）
- ┃ 町道 525 号先線道路改良事業費（上柏崎・桑窪地内：元気あつぷむら下交差点から芳賀町八ッ木まで）
- ┃ 町道 380 号線舗装修繕事業（大谷・花岡地内：さくら市との町境から県道北高根沢氏家線（星宮神社北）まで）
- ┃ 町道 328 号線舗装修繕事業（大谷・石末地内：県道北高根沢氏家線（大谷集落センター付近）から県道宇都宮烏山線（高野タンス店）まで）

【関連施策】

- 1-1-1 宝積寺駅西第一土地区画整理事業 1-1-3 宝積寺駅及び駅周辺整備事業
- 1-4-1 石綿セメント管更新事業

1-2-2. 主要幹線道路の整備促進

利便性の高い道路網の実現を目指して、地域高規格道路*（国道 408 号）、県道北高根沢氏家線の延伸、県道花岡狭間田線など主要幹線道路の工事着工を関係機関に要請します。

1-2-3. 農道の整備

道路評価システム（農道部門）に基づき整備し、農業の振興と農村環境の改善を図るとともに、生活道路としての機能の充実を図ります。

1-2-4. 道普請事業の推進

町道の維持管理を迅速かつ効率的に行うため、地域住民との協働による道路整備・維持管理の技法を整えます。

1-2-5. 道路管理台帳の整備（デジタル化）と運用

道路管理業務の効率化を図るため、道路管理台帳のデジタル化を進めます。

(4) 効率化目標

①道路整備コストの低減

- 工事コストの低減 ・工事計画、設計の見直し ・技術基準等の見直し ・新技術の採用
- 時間的コストの低減 ・工事期間の見直し

②道路維持管理コストの削減

- ライフサイクルコスト*の低減 ・維持管理の見直し

(5) サービス向上目標

- ・道路ネットワークの形成とともに、道路利用者に対し情報を提供する道路案内情報の整備を検討します。
- ・道路整備の必要性、整備効果（事後評価）の情報発信を強化するとともに住民と対話を行います。
- ・交通規制等で影響を受ける地元住民に理解、協力を得るために、工事施工情報を早期に周知します。

1-3. 公共交通の充実

(1) 現況と課題

本町では、JR宇都宮線が町西部台地を縦断するとともに、宝積寺駅から分岐するJR烏山線が中央部を横断しています。これらの鉄道及び3ルートの民間路線バス（杉山線・元気あっぷむら杉山線・氏家駅喜連川線）と町有バス（福祉バス、元気あっぷ巡回バス）の運行により、本町の公共交通が形成されています。

鉄道は、本町と宇都宮市や首都圏を結ぶ基幹的交通機関であることから、利便性や快適性をさらに向上させる必要があります。本町では昭和60年から烏山線利用推進沿線3町連絡会に加入し、JR烏山線の利用促進に取り組んでいますが、さらに、町民の通勤・通学が便利になるよう、鉄道事業者に対して早朝深夜の増便を働きかける必要があります。

民間路線バスに関しては、利用者が減少し赤字路線になっているため、運行補助を行い維持に努めていますが、便数が減少して利用しにくい状況です。

また、公共交通については、高齢者等のいわゆる交通弱者と言われる方々が利用しやすく、親しみの持てるあり方を研究していかなければなりません。

なお、県央地域における新交通システム*導入促進協議の動向によっては、公共交通システムの見直しも必要になります。

(2) 5年間の政策目標

- ①高齢者等交通弱者が利用しやすい公共交通を実現します。
- ②公共交通を充実させ、広域的な交通アクセス性に優れたまちを実現します。

(3) 施策

1-3-1. 公共交通システムの体系化と運用

民間路線バス、元気あっぷ巡回バス、福祉バス、さらに児童送迎用バス等を含めた公共交通に関する基礎調査を平成18年度に実施します。その結果を踏まえ、町内の公共交通システムを体系化した運行計画を策定し、平成21年度から運用します。

運用に当たっては、町内の主要施設やJR3駅、病院等の医療機関等を有機的にリンクしたもの、高齢者等の利便性がより向上するものとします。なお、策定にあたっては、現行の児童送迎バスとの併用、バス利用不便地域の対策等、町内の交通を総合的に検討します。また、運営主体・運行主体・運行形態等については広範な角度から検討し、利用者の利便性と経済性に優れた、効率的かつ効果的な運営を実現します。

指標	平成16年度	平成22年度
公共交通システムの年間利用者数 (※) (単位:人)	37,500人	41,700人

(※平成16年度の数値については、現行の元気あっぷ巡回バス、福祉バス、児童送迎バスの利用者数をカウントしています)

【事業】

- 公共交通システムの体系化と運用
 - └ 公共交通システム整備費
 - └ 公共交通システム運用費

【関連施策】

- 1-1-3 宝積寺駅及び駅周辺整備事業

1-3-2. 民間生活路線バスの維持確保対策

現行の民間路線バスの運行に関しては、県及び関係市町と協調を図りつつ運行補助を実施していますが、路線や便数が削減されている現状を鑑み、路線バスの必要性について広域的な視点から検討を加え、新たな運行形態を研究していきます。

(4) 効率化目標

①利用者の利便性向上に向けた取組み

利用者の利便性を考慮し、公共交通システムの運用による走行距離数増加に努めます。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
公共交通システムの走行距離数 (※) (単位：km/月)	2, 200 km	4, 400 km

(※ 平成 16 年度の数値については、現行の元気あっぷ巡回バス、福祉バス、児童送迎バスの走行距離数をカウントしています)

(5) サービス向上目標

- ・公共交通システムの運行計画策定にあたっては、運行経路及び本数、時間を利用者の視点に立って検討します。

1-4. 安心・安全・安定した水道水の供給

(1) 現況と課題

本町の水道事業は昭和 39 年に事業創設の認可を受け、現在、高根沢町上水道と東部地区簡易水道により経営しています。また、水道未普及地域を解消するため、平成 5 年に上水道第三次拡張計画を中心とした経営変更認可を受け、平成 18 年度の完了を目標に全町水道整備事業を進めています。

一方、創設当初に建設した施設については、老朽化が著しく、更新の時期となっています。なかでも石綿セメント管は、経年により強度が低下し、漏水の原因となっています。また市街化区域の配水管未整備区域では、出水不良の危険性も懸念されます。

今後は、安全で安定した水道水の供給のため、老朽度や他の公共事業と連携を図りながら、計画的に更新する必要があります。しかしながら、管路の更新事業には多額の費用を要するため、水道加入率の向上や民間委託などによって、効率的な水道事業経営を実現することも重要な課題となります。

(2) 5 年間の政策目標

- ①安全で安定した水道水を供給します。
- ②顧客志向を重視し、優れたサービスを提供します。
- ③効率的な水道事業経営を実現します。

(3) 施策

1-4-1. 石綿セメント管更新事業

より安全な水道水を供給するため、公共事業と連携を図りながら、老朽化した石綿セメント管を計画的に更新します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
事業の進捗率 (単位：%)	12.9%	61.0%

【事業】

- 石綿セメント管更新事業
- └ 配水管布設替工事費

【関連施策】

- 1-1-1 宝積寺駅西第一土地区画整理事業
- 1-2-1 幹線道路の整備
- 1-5-1 公共下水道污水管建設

1-4-2. 市街地配水管網整備事業

より安定した水道水供給のため、公共事業と連携を図りながら、宝積寺地区市街地内の配水管網を整備し、水量・水圧不足の解消に努めます。

1-4-3. 水道モニター制度の活用

需要者ニーズを的確に把握し、顧客満足度の高い水道事業を実現するため、水道モニター（※）制度の導入やホームページ活用による意見把握を行い、公聴の充実を図ります。

（※ 水道モニター：公募によりモニターを募り、地域における水圧・水量等水道に関する異常情報を受け対応する。）

(4) 効率化目標

①人件費削減

事業の一部の民間委託等、人件費等コストを削減します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
人件費削減 (単位：千円)	0	10,000千円

(5) サービス向上目標

- ・上下水道窓口業務を一元化し、上下水道使用料や各種申請手続の利便性を向上させます。
- ・給水開栓、休止等の届出に関して、従来の窓口直接申請をインターネットによる受付（申請）ができるよう改善し、顧客の利便性を図ります。

1-5. 生活排水処理の充実

(1) 現況と課題

本町の生活排水処理施設利用人口は、平成16年度末現在で10,385人（全人口の34%）です。その内訳は、公共下水道接続人口が6,136人、合併処理浄化槽設置人口が2,479人、農業集落排水接続人口が1,770人です。

生活排水処理に支障をきたしている宝積寺市街地では、公共下水道未整備区域の早期着手要望が多数寄せられています。宝積寺駅西地区については、土地区画整理事業の進捗に合せ公共下水道による生活排水処理施設整備や雨水処理施設整備を進めるとともに、宝積寺駅東地区についても、公共下水道により生活排水処理施設を先行整備しています。

公共下水道整備計画区域及び農業集落排水事業実施地域以外では、合併処理浄化槽の全戸設置と適正管理を促進して河川などの水質を保全し、快適な生活環境を実現する必要があります。

(2) 5年間の政策目標

- ①生活排水処理施設を整備し、快適な生活環境を確保します。
- ②土地区画整理事業と連携し雨水処理施設を整備することにより、安全で快適な生活環境を確保します。
- ③下水道汚泥の全量を資源化し、循環型社会を支えます。
- ④効率的な生活排水処理施設の維持管理手法を確立します。

(3) 施策

1-5-1. 公共下水道污水管建設

公衆衛生の向上と河川等の水質保全に向けて、宝積寺市街地の駅西第一土地区画整理地内、宝石台1・2丁目、北区の一部と仁井田市街地の公共下水道污水管整備を進めます。

指標		平成16年度		平成22年度	
公共下水道污水管	全体整備計画面積	整備済面積		整備済面積	
宝積寺処理区	438ha	宝積寺処理区	154.8ha	宝積寺処理区	190ha
仁井田処理区	57ha	仁井田処理区	49.3ha	仁井田処理区	57ha
全体	495ha	合計	204.1ha	合計	247ha
全体計画面積（単位：ha）					

参考：下水道普及率（※1）

平成16年度		平成22年度		平成27年度	
全人口	30,770人	全人口	32,495人	全人口	33,458人
公共下水道	9,597人 31%	公共下水道	12,240人 37%	公共下水道	14,432人 43%
農業集落排水	1,901人 6%	農業集落排水	1,901人 6%	農業集落排水	1,901人 6%
合併処理浄化槽	2,479人 8%	合併処理浄化槽	4,102人 13%	合併処理浄化槽	5,567人 16%
合計	13,977人 45%	合計	18,243人 56%	合計	21,900人 65%

（※1 普及率とは町全体の人口に対し、生活排水処理施設を使用可能な人口の割合）

【事業】

- 公共下水道污水管建設
 - ┆ 宝積寺処理区管渠建設費
 - ┆ 仁井田処理区管渠建設費

【関連施策】

- 1-1-1 宝積寺駅西第一土地区画整理事業
- 1-4-1 石綿セメント管更新事業
- 1-4-2 市街地配水管網整備事業

1-5-2. 公共下水道雨水管建設

駅西第一土地区画整理地区の事業進捗に併せて雨水管整備を行い、平成 20 年度の完了を目指します。

指標	平成 16 年度	平成 20 年度
公共下水道雨水管整備延長 駅西第一土地区画整理地区 (単位：m)	4 2 m	1, 7 7 3 m

【事業】

- 公共下水道雨水管建設
 - ┆ 宝積寺処理区雨水対策建設費

【関連施策】

- 1-1-1 宝積寺駅西第一土地区画整理事業

1-5-3. 水処理施設の拡充

公共下水道污水管整備の進捗に併せて、「宝積寺アクアセンター」、「仁井田水処理センター」の汚水処理機能の拡充を図ります。

1-5-4. 合併処理浄化槽の普及

公共下水道区域や農業集落排水事業区域以外の地域においては、住民の意向に沿った整備手法を検討しながら合併処理浄化槽の普及に努めます。

1-5-5. 水洗化率（※2）の向上

生活排水処理施設の利用促進を図るため、広報活動を充実させます。特に、公共下水道が利用できる地区において、まだ公共下水道に接続していない世帯の解消を目指します。

（※2 水洗化率とは、生活排水処理施設が利用可能な人口に対し、実際に利用している人口の割合）

(4) 効率化目標

- ① 下水道整備のコスト縮減
 - 工事コストの低減 ・工事計画、設計の見直し・技術基準等の見直し・新技術の採用
 - 時間的コストの低減 ・工事箇所集中化

- ② 下水道維持管理コストの削減
 - ライフサイクルコスト*の低減 ・維持管理業務委託の見直し・老朽化した処理場の廃合の検討
 - 循環型社会におけるコストの低減 ・下水汚泥の資源化による環境負荷の低減・工事副産物の抑制、再利用の徹底

(5) サービス向上目標

- ・上下水道窓口業務を一元化し、上下水道使用料や各種申請手続の利便性を向上させます。
- ・情報技術を活用することで、閲覧の簡略化を図り顧客の利便性向上に繋がります。

分野別地域経営計画書

2.いきいき ～保健医療・福祉分野～ 健やかにいきいきと暮らせるまち

2-1.健康づくりの推進

2-2.高齢者福祉・介護の支援

2-3.障害者福祉の充実

2-4.子育て支援策の充実

2-1. 健康づくりの推進

(1) 現況と課題

生活習慣病は徐々に増加しており、健康管理と健康づくりを住民の日常生活に定着させることが必要になっていきます。成人の健康診査受診者は、年々増加していますが、生活習慣の見直しに伴う行動改善まで至らず、医療費の削減や要介護状態の軽減などの成果には結びついていません。今後は、住民自らが健康づくりに積極的に取り組み、ライフスタイルの見直しにつながるように、効果的な働きかけを行う必要があります。

健康づくりは、食生活、適度な運動、ストレス解消など、幅広い取り組みが必要になります。家庭、地域、学校、関係団体、行政が協力して、健康診査、健康相談、健康教育等の体制を充実させ、全町的に健康づくりを推進する仕組みを整えることが必要になっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①町民すべてが健やかに生き生きと生活できるまちを実現します。
- ②健康的な生活習慣が浸透したまちを実現します。
- ③健康づくりにおいて、住民が、健康を維持するために必要な生活習慣改善の取り組みを行うことができる環境を整備します。(健康診査を受診する、バランスよく食べる、運動をする、など)
- ④行政区単位あるいは小学校区単位で、住民が主体的に健康について考える機会や学ぶ機会をつくり、正しい生活習慣づくりを浸透させていきます。
- ⑤個人や地域の健康づくりをサポートするための施策や事業、環境の整備を行います。
- ⑥これらの施策を健康たかねざわ元気計画のなかで明確にし、健康なまちづくりを実現します。

(3) 施策

2-1-1. 正しい食生活づくり

住民、学校（保育園・幼稚園を含む）、関係団体、行政が協力して、健康に生活するための食に対する正しい知識の普及と理解に努め、(仮称)食育地産地消推進会議を中心とした、食と農による人づくりを展開します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
①食事を 1 日 3 回規則正しく摂る人の割合（生活習慣調査より） (単位：%)	79.3%	90%
②自分の適正体重を維持するカロリーや食事内容を知っている人の割合（生活習慣調査より） (単位：%)	18.3%	30%

【事業】

- 正しい食生活づくり
 - └ 食に関する知識の普及事業費
 - └ 食に関する体験事業費
 - └ 食育推進会議設置事業費

【関連施策】

- 2-4-3 食育教育の推進 4-1-1 循環型農業*への取り組み推進
- 4-1-4 農村地域の再生と活力ある農村の創造
- 5-1-4 食に関する指導の充実 5-3-2 体験・交流活動の充実

2-1-2. 運動習慣づくり

生活習慣病予防のため、住民、学校、保育園・幼稚園、行政が協力して、住民が気軽に運動できる環境の整備に努め、定期的に運動する習慣を促します。また、運動習慣が継続することにより、高齢者の筋力アップや転倒による寝たきり予防にも繋がります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
定期的に汗をかく運動をしている人（生活習慣調査より） (単位：%)	38.3%	50%

【事業】

○運動習慣づくり

┆ 運動に関する普及啓発事業費

┆ 筋力アップ普及事業費

【関連施策】

2-2-2 地域包括支援センター*の創設

5-5-1 スポーツ振興基本計画の策定と運用 5-5-3 総合型地域スポーツクラブ*設立の支援

2-1-3. こころの健康づくり

こころの健康に関する正しい知識の普及に努めるとともに、専門職によるこころの健康相談を充実させ、こころの病気の早期治療を促します。

2-1-4. たばこ・アルコール対策

家庭や学校と協力して、たばこやアルコールの健康に対する影響について正しい知識の普及に努めるとともに、未成年者の喫煙や飲酒を防ぐ環境を整えます。

2-1-5. 歯とからだの健康づくり

年代に応じた口腔ケアの指導を通じて、虫歯や歯周病の予防を促します。また健康診査の受診率アップをすすめ、健康診査後の結果を生かした生活習慣の改善につなげることで、町民全体の健康維持を図ります。

（４）効率化目標

①健康づくり地区組織の育成

小学校区単位（6地区）で、健康推進員を育成し、地区の健康問題に応じた健康づくり活動を推進します。

健康推進員は、「自分の健康は自分でつくる」という健康増進への意識を向上させる等、住民の健康づくり活動をサポートします。住民自らが地区の健康課題解決のための事業を企画立案し、地区住民への周知や、事業の実施を行い、町はそれらの活動をサポートしていきます。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
健康づくり地区組織の育成 (単位：組織)	0 組織	6 組織

（５）サービス向上目標

- ・健康づくり事業の参加機会を増やします。
- ・健康づくり地区組織の育成により、各地区において、健康診査、健康教室、運動教室、健康相談などを開催し、より身近な場所で利用できるようにします。

2-2. 高齢者福祉・介護の支援

(1) 現況と課題

平成12年度から介護保険制度が開始され、サービス事業者の参入も順調に推移し、介護サービスの提供が実施されてきました。特別養護老人ホーム*（高根沢のぞみ苑・りんくる）老人保健施設*（高根沢シルバーホーム）、介護療養型医療施設*（菅又病院・高根沢中央病院）、認知症対応グループホーム*（グループホームフローラ・グループホーム高根沢）等の福祉施設も順調に整備されています。

本町の高齢者数（65歳以上人口）は、平成17年1月末日現在で5,357人、高齢化率は17.4%になっています。本町では、高齢者数、高齢化率とも増加しており、この傾向は今後も継続するものと予想され、高齢者に対する福祉施策をさらに充実させていく必要があります。

今後は、高齢者がさらに安心して老後を過ごすことができるように、地域に密着した高齢者福祉施設を充実させるとともに、ひとり暮らしの高齢者に対する支援、高齢者の生きがいがづくり、認知症高齢者への対策などを充実させていく必要があります。さらに、高齢者が要介護状態にならないよう、介護予防事業を推進し、介護保険給付費の抑制を図ることも必要になっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①介護予防が充実したまちを実現します。
- ②保健と福祉が連携し、総合的な介護支援体制が整ったまちを実現します。
- ③住み慣れた地域で、自立した生活が続けられる環境を整備します。

(3) 施策

2-2-1. 地域密着型介護施設の整備

要介護者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を提供しながら在宅生活を支援することができる小規模多機能型居宅介護施設*を整備します。さらに、認知症高齢者を対象とした認知症対応型グループホーム*を整備します。

指標	平成16年度	平成20年度
地域密着型介護施設数		
・小規模多機能型居宅介護施設	0箇所	1箇所
・認知症対応型グループホーム	0箇所	1箇所
(単位：箇所)		

【事業】

○地域密着型介護施設の整備

- ┆ 小規模多機能型居宅介護施設*整備費
- ┆ 認知症対応型グループホーム*整備費

2-2-2. 地域包括支援センター*の創設

介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する相談支援業務を包括的に担うことができるよう、地域包括支援センター*を生活圏域ごとに創設します。

指標	平成 16 年度	平成 20 年度
①地域包括支援センター*数 (単位：箇所)	0 箇所	2 箇所
指標	平成 16 年度	平成 22 年度
②要介護 2～5 の認定者数 (単位：人)	4 6 3 人	5 7 5 人 (※1)

(※1 平成 22 年度の自然増の予測値が 619 人のところを、伸び率を 9.5%抑制する)

【事業】

○地域包括支援センター*の創設

- ┆ 介護予防特定高齢者施策事業費
- ┆ 介護予防一般高齢者施策事業費
- ┆ 包括的支援事業費

2-2-3. 高齢者の生きがい支援

高齢者の生きがいづくりを目的として、「シルバー人材センター」への登録や生涯学習の受講を促すとともに、高齢者が社会参加をすることで、地域全体の活力の向上を図ります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
①生涯学習講座参加者数 (単位：人)	8 9 6 人	1, 9 4 9 人 (※2)
②「シルバー人材センター」登録者数 (単位：人)	1 8 6 人	2 8 6 人

(※2 平成 22 年度の推計高齢者 5,848 人のうち、1/3 相当にあたる人数)

(※2 平成 22 年度の推計高齢者数については、P10 の■年齢別構成比の見通しの「老年人口」を参照のこと)

【事業】

○高齢者の生きがい支援

- ┆ 学習機会の確保事業費
- ┆ 地域リーダー育成事業費
- ┆ 働く場確保事業費
- ┆ 敬老会事業費

【関連施策】

- 2-1-3 こころの健康づくり 4-1-4 農村地域の再生と活力ある農村の創造
5-2-1 自然・体験活動への支援 5-3-2 体験・交流活動の充実

2-2-4. 高齢者の生活支援

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けていくために、高齢者の生活全体を支える地域の基盤を構築します。特に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への生活支援を拡充するため、地域資源をつなぐ人的ネットワークを構築するとともに、地域住民が公的サービスを含めた様々なサービスの担い手として参加できるコミュニティの再生を図ります。

2-2-5. 認知症高齢者対策の推進

認知症高齢者とその家族に対する支援の充実に努めます。

(4) 効率化目標

①介護認定の新規申請の抑制

介護予防事業を充実させることによって、介護認定の新規申請件数の伸びを抑制します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
介護認定の新規申請件数 (単位：件)	2 3 4 件	3 1 1 件 (※3)

(※3 平成 22 年度の予測値が 412 件のところを、伸び率 5%に抑制する)

(5) サービス向上目標

- ・高齢者の生活に関する相談事業は、地域包括支援センター*ですべて対応できる体制にします。
- ・介護認定事務を効率化し、認定結果を迅速に出すようにします。

2-3. 障害者福祉の充実

(1) 現況と課題

平成15年4月1日から支援費制度がスタートし、それまでの行政による措置から、障害者自らがサービスを選択し、事業者と契約してサービスを利用する仕組みに変わりました。新たな制度に伴い、利用者の伸びとともに様々な問題や大きな課題が顕在化しました。このため、国は持続可能な制度を構築するために、新たに障害者自立支援法による今後の障害者保健福祉施策の改革、いわゆる改革のグランドデザインを打ち出しました。これにより、精神保健福祉を新たに加え、「機能」に着目した障害者保健福祉サービスの再編、1割定率負担（応益負担）と所得に着目した上限額の設定による自己負担の見直し、公費負担医療制度の自立支援医療制度への移行など、障害者の地域での生活を支援する体制を整え、障害者が安心して暮らせる地域社会づくりを推進していくこととなります。

これからの障害者福祉は、身体障害福祉、知的障害福祉、精神保健福祉に加えて、難病患者、高機能自閉症*、アスペルガー症候群*、ADHD（注意欠陥性多動性障害）*、LD（学習障害）*などへの支援も含めた対応が求められており、新たな福祉ニーズに対する職員の専門性が必要とされています。特に、障害の内容やライフステージに応じて、的確なサポートができるよう、ケアマネジメント*体制を充実させ、障害者の自立や就労を支援することが重要になっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①障害者が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できる支援体制を確立します。
- ②障害者が、社会参加しやすい環境を整備します。

(3) 施策

2-3-1. 地域活動支援センターの設置

障害者の地域生活を支援する施策のひとつとして、身近で、既存施設等を活用しながら、ものづくりなどの趣味・創作的活動や作業などの生産活動に参加する機会や、自活力の向上と落ち着いた時間を過ごすことができる場を設けます。

これは、年齢や障害のあるなしにかかわらず、みんながいっしょに時間を共有でき、既存の縦割り制度にはない柔軟なサービス提供が期待できる共生型デイサービス*（いわゆる小規模多機能型）を目指すものであり、これを実施する公共的団体への委託や側面的支援（情報提供）、後方支援（資金援助）を図ることによって進めます。

指標	平成16年度	平成22年度
障害者地域活動支援センター (単位：箇所)	0箇所	1箇所

【事業】

- 地域活動支援センターの設置
 - └ 地域生活支援事業費

2-3-2. 障害者生活支援センターの設置

相談業務を担当するコーディネーターを配置し、本人や家族などからの相談をはじめ、在宅福祉サービスの情報提供、社会資源（事業者、施設、専門機関等）の紹介、ケアマネジメント*によるケアプランの作成などを行う障害者生活支援センターの機能を充実させます。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
対象障害種別 (単位：種)	2 種	8 種

【事業】

○障害者生活支援センターの設置

└ 障害者地域生活相談支援事業費

2-3-3. 障害者元気プランの策定と運用

支援費制度の創設、障害者自立支援法案による改革のグランドデザイン案など、障害者を取り巻く仕組みが大きく急激に変化しています。障害者福祉に関する制度変更を踏まえた障害者福祉計画を平成 18 年度に策定します。

この計画には、国が定める制度的確な実施、障害福祉に関する理念、そして、町の進むべき方向性などを盛り込むこととし、策定会議を設けて十分な議論と検討を行います。

2-3-4. 学齢障害児の日中活動支援

町独自の障害福祉サービスとして、学齢障害児の日中活動を支援する就学児デイサービス事業を、ライフステージに応じた継続的・効果的な支援が行えるよう、コーディネーターによる相談支援と合わせて実施します。その際、共生社会を目指す施策のひとつとして、健常児といっしょに過ごす場の設定を行います。

(4) 効率化目標

①的確な情報収集とケアマネジメント*の実施

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害など、個々の障害特性に応じた専門性の高い面接や聞き取り調査について、障害者のニーズや利用意向を的確に把握して、支援を効果的に実施するための調査員を委託により配置します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
調査員数 (単位：人)	0 人	2 人

(5) サービス向上目標

- ・共生社会づくりのひとつとして、障害者理解の啓発に努めます。
- ・国が定める障害保健福祉制度を基幹として、地域生活支援に主眼を置き、就労支援を含め、真のニーズの把握と的確なケアマネジメント*や給付、事業の実施等によって、障害を持っていても住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活ができるよう支援します。

2-4. 子育て支援策の充実

(1) 現況と課題

核家族化や女性の社会進出等に伴い、本町の保育園への入園児数は増加しています。保育ニーズの高まりを踏まえて、平成17年4月には小規模保育園2園が開園し、待機児童ゼロの実現と、子育てと仕事の両立を支援しています。

地域社会との関係が希薄化しつつある現代社会においては、子育てが孤立化しがちであるため、子育てに伴う不安やストレスが軽減できるように、子育て相談業務や安心して児童を遊ばせることができる環境づくりが重要です。こうした背景から、本町ではこれまで児童館や保育園を利用した子育て支援事業の充実を図ってきました。

安心して子育てができる環境をさらに充実させるため、地域と協力した子育て支援のネットワークの充実、子育てに関する相談機能の充実、子どもの居場所づくり、保育サービスの充実などに取組む必要があります。

(2) 5年間の政策目標

- ①「子育て 親育ち 地域育ち」をテーマに、子育てを地域で支える仕組みを確立します。
- ②子育て相談や学習機能を充実させ、子どもが健全に育つ環境を整備します。

(3) 施策

2-4-1. 保育園の適正な運営と保育サービスの充実

子育てと仕事が両立できるように、長時間延長保育、休日保育などを充実させて、働く親に対するサポート体制を強化します。また、公立保育園の指定管理者制度*の導入等を進め、保育サービスの充実を図ります。

指標	平成16年度	平成22年度
①長時間延長保育実施園 (単位：園)	0園	2園
②休日保育実施園 (単位：園)	1園	2園
③保育園運営委託園(※1) (単位：園)	0園	2園

(※1 平成18年度から「たから保育園」に指定管理者制度導入)

【事業】

- 保育園の適正な運営と保育サービスの充実
 - └ 特別保育事業費

2-4-2. 「居場所づくり」あそぼうねっとプロジェクト

地域で子どもたちが仲間や異世代との交流が図れるよう、地域において様々な活動の機会をつくります。そして、社会性を学び、柔軟な感性を育むことができるよう、地域全体が子どもたちの居場所となるように支援していきます。

指標	平成16年度	平成22年度
①昔の遊び体験(お手玉、ベーゴマ他) 年間開催回数 (単位：回)	0回	30回
②3世代体験教室(さつまいも、米づくり他) 年間開催回数 (単位：回)	0回	22回
③自然体験(歴史探訪、動植物観察他) 年間開催回数 (単位：回)	0回	20回

【事業】

○「居場所づくり」あそぼうねっとプロジェクト

└ 地域交流ネットワーク事業費

【関連施策】

5-1-3 体験(自然・社会・生活)学習の充実 5-3-2 体験・交流活動の充実

5-4-2 体験型・伝統芸能子ども教室の開催 6-1-2 住民協働推進計画の策定と運用

2-4-3. 食育教育の推進

食べ物を大切にせる教育や、食の安全性と栄養に関する学習機会を、保育園や児童館、学童保育所を通じて提供し、食育教育の普及を図ります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
①保育園農園体験年間開催回数 (単位：回)	0 回	3 6 回
②食育指導（保育園、児童館、学童等）年間開催回数 (単位：回)	1 1 回	2 8 回

【事業】

○食育教育の推進

└ 食育推進事業費

【関連施策】

2-1-1 正しい食生活づくり 4-1-1 循環型農業への取組み推進

5-1-4 食に関する指導の充実 5-3-2 体験・交流活動の充実

2-4-4. 育児情報の提供

地域の人材を活かした子育て環境をつくるため、子育て支援総合コーディネーターを活用し、子育て相談体制の充実や子育て情報の収集を行います。子育て支援拠点施設「きのこのもり」において、地域の方々から地域へ子育て情報が提供できるよう支援していきます。

2-4-5. 学校と地域が連携した子育て

学校と地域がより密接に関係するために、地域住民やPTAの中から自主的に活動できる地域パートナーを産み出し、学校支援ボランティア等と連携しながら、地域人材を活用した学校のサポート体制が図れるよう支援します。

2-4-6. 仕事と子育ての両立の支援

企業において、子育てしやすい職場（出産後職場復帰がしやすいこと、男性でも育児休暇が取得しやすいこと等）環境が整備されるよう、積極的な情報提供を行います。また、企業の子育て支援状況をチェックするための民間による第三者評価システムの導入や、企業支援センター設立に向けた支援を行います。

2-4-7. 児童虐待防止ネットワークの充実

児童虐待や配偶者からの暴力、いじめなどを早期発見し、早期対応をとるため、定期的なケア検討会の開催、要保護児童への訪問、育児支援家庭訪問コーディネーターの活用などを行うことにより、保護、支援、アフターケアに至るまでの総合的な支援体制を充実させます。また地域からの情報が得られるようネットワークづくりを強化していきます。

(4) 効率化目標

①子育て情報の提供

地域の人材を活かした子育て環境をつくるために、子育て相談体制の充実や子育てネットワークを構築し、地域住民の有志による子育て情報の一元化を図り、子育て支援拠点施設「きのこのもり」が子育て情報の発信基地となるよう支援します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
子育て情報の提供（ホームページ） (単位：回)	—	毎月更新（12回）

②地域子育て支援センター機能の充実

育児不安等の相談指導、子育てサークル等の育成や支援、特別保育事業等の積極的実施や普及促進など、生活に身近な地域で気軽に相談が受けられるよう、地域と密着した事業を支援します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
地域子育て支援センター（※2） (単位：箇所)	みんなのひろば きのこのもり にじいろ保育園 3箇所	4箇所
要保護児童ケア検討会 (単位：回)	年2回	毎月1回

(※2 児童館、保育園、その他公共施設などを利用する)

(5) サービス向上目標

- ・保育サービスの充実のために、長時間延長保育と休日保育を2園で実施します。
- ・子育ての不安・負担感を緩和するために町内保育園に地域子育て支援センター機能の充実を図ります。

分野別地域経営計画書

3. やすらぎ ～自然・生活環境分野～ 豊かな自然を守る安全なまち

3-1. 自然環境の保全と創造

3-2. リサイクルの推進

3-3. 防災機能の向上

3-4. 防犯・交通安全対策の充実

3-1. 自然環境の保全と創造

(1) 現況と課題

本町は宇都宮市に隣接して宅地化が進行していますが、土地利用は農地が60%を占めており、田園地帯が残されています。田園地帯には屋敷林が点在して、地域固有の景観を生み出しています。さらに、東部台地、サギノヤ地区の森林や御料牧場などがあり、個性ある豊かな自然環境を備えています。

こうした恵まれた自然環境の保全活動や、環境学習を中心に行う拠点施設として、「エコ・ハウスたかねざわ」を整備し、町民の環境問題への関心を高めてきました。しかし、本町の恵み豊かな自然環境を守り、育み、将来に引き継いでいくためには、専門的な視点から自然環境の全体像を把握し、計画的に自然環境を保全することが必要になっています。自然環境と共生する町づくりの実現に向けて、高根沢町環境基本条例に基づき、環境基本計画を町民とともに作り、自然環境の保全と創造を進めることが必要になっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①自然環境と共生する町づくりを実現します。
- ②自然環境を保全し、創造するため、住民活動のリーダーとなる人材を育成し、地域での取組みを推進するとともに、それぞれの活動をより充実するためのネットワークを構築します。

(3) 施策

3-1-1. 環境基本計画の策定と運用

高根沢町環境基本条例に基づき、本町の環境保全と活用の指針となる環境基本計画を策定し、小中学生を中心に本町の自然環境の現状を把握する自然環境基礎調査（指標生物調査）を実施します。また、住民が主体となった雑木林の整備や河川の清掃活動などを支援する自然環境保全事業を実施します。

指標	平成16年度	平成18年度
環境基本計画の策定	未策定	策定

【事業】

- 環境基本計画の策定と運用
 - ┆ 自然環境基礎調査事業費
 - ┆ 自然環境保全事業費
 - ┆ 公害対策事業費
 - ┆ 生活環境保全事業費
 - ┆ 地球温暖化対策事業費

【関連施策】

- 1-1-4 良好な景観の形成 1-5-3 水処理施設の拡充 4-1-4 農村地域の再生と活力ある農村の創造

3-1-2. 環境保全に取り組む人材の育成

自然環境基礎調査（指標生物調査）や環境基本計画の策定、「エコ・ハウスたかねざわ」における地球温暖化対策、省エネルギー教室などの環境学習、自然の素材を使った工作教室など体験メニューの開発・実施に携わる住民を、地域の環境保全活動のリーダーや環境学習の指導員として育成します。

3-1-3. 緑地等保全活動の推進

緑地等の保全の重要性に関する広報活動を充実させるとともに、主に地域固有の田園景観の保持に大きな役割を果たす屋敷林や、生物多様性の維持に大きな役割を果たす東部台地やサギノヤ地区の森林を対象に、土地所有者の協力を得つつ緑地保全契約を締結していきます。さらに土地所有者の協力と住民の支援を得ながら、一定規模以上の緑地保全契約地を身近な自然とのふれあいの場として整備し、活用する手法を検討します。また、水田地帯の水辺環境の適切な保全や復元手法、休耕田の湿地ビオトープ*としての活用などの創造手法を検討します。

(4) 効率化目標

①「エコ・ハウスたかねざわ」の運営管理の効率化

「エコ・ハウスたかねざわ」の事業の維持・発展を図りつつ、さらに地域に根ざした活動を展開するために、運営管理する環境NPO法人*を育成、支援します。

指標	平成 16 年度	平成 20 年度
環境NPO法人*の設立	未設立	平成 20 年度中設立

(5) サービス向上目標

・大学や企業との連携を深め、有識者による環境問題に関する講演を開催するほか、環境学習や体験メニューについても助言や提言を受け、より充実した事業を提供していきます。

3-2. リサイクルの推進

(1) 現況と課題

本町では、人口の増加とともにごみ処理量は増加の一途をたどり、ごみの減量化とリサイクルの推進は避けられない状況にあります。このため、平成7年10月に可燃ごみ指定袋（有料化）を導入し、平成12年3月には生ごみの分別収集を実施して、可燃ごみの減量化やリサイクルを推進してきました。現在では、可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、古紙、生ごみなど合わせて8種類12分別による収集を行っています。これらの取組みにより、一時的に可燃ごみは減少しましたが、再び増加傾向にあるため、更なる取組みが課題となっています。

今後も、「エコ・ハウスたかねざわ」を効果的に活用して環境教育を普及させるとともに、ごみ減量化の浸透や新たなリサイクルの仕組みを検討し、資源循環型社会*を構築していくことが重要です。

また、平成24年度に本町に建設される次期環境施設（ごみ処理施設）は、平成21年度から工事着手される予定です。関連施設の検討にあたっては、広範な分野にわたる施策との整合について協議が必要となります。

(2) 5年間の政策目標

- ①ごみ減量化や分別を徹底し、資源循環型社会*を実現します。
- ②リサイクル総合計画を策定し、各品目の有効なリサイクル方法を確立します。
- ③「エコ・ハウスたかねざわ」を活用し、環境学習・リサイクル活動を普及させます。

(3) 施策

3-2-1. リサイクル総合計画の策定と運用

生ごみ、可燃ごみ、古着、剪定枝、発泡スチロール、ペットボトルなど多岐にわたるごみについて、各品目別の有効なリサイクル方法を示した総合的なリサイクル計画を策定します。特に懸案となっている廃プラスチックについては、有効なリサイクル方法を研究し運用を図っていきます。資源循環型社会*の実現に向けてリサイクル体制を強化し、地域と協力した効果的な運用を図ります。

指標	平成16年度	平成22年度
可燃ごみのリサイクル率 (単位：%)	33%	40%

【事業】

- リサイクル総合計画の策定と運用
 - ┆ リサイクル推進事業費
 - ┆ 剪定枝等資源化事業費
 - ┆ 資源ごみリサイクル事業

【関連施策】

- 4-1-1 循環型農業への取組み推進
- 5-1-3 体験(自然・社会・生活)学習の充実

3-2-2. 環境学習の充実

「エコ・ハウスたかねざわ」を環境学習やリサイクル活動の中心的施設と位置付け、住民に親しみやすい環境学習の機会を提供し、リサイクル活動の参加者拡大を図ります。

(4) 効率化目標

①広域行政による環境施設の整備

現在稼働中の塩谷広域行政組合ごみ処理施設の使用年限が、平成 24 年 11 月であることから、本町に建設される次期環境施設（ごみ処理施設）の整備を推進しています。当環境施設の整備を支援し、効率的なごみ処理・リサイクルを実施します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
事業の進捗率 (単位：%)	0 %	5 0 %

(5) サービス向上目標

- ・町ホームページ、広報、チラシ等あらゆる媒体を用い、リサイクルの推進、分別の徹底を呼びかけていきます。
- ・ごみステーションの新設を推進し、ごみ・資源を排出しやすい環境をつくれます。
- ・「エコ・ハウスたかねざわ」の機能強化や利用促進を支援し、環境学習やリサイクル活動を推進します。

3-3. 防災機能の向上

(1) 現況と課題

本町では、市街地に人口が集中し建物の高層化が進んでいる一方、住宅の老朽化も見受けられるようになり、災害発生時の被災状況は深刻化することが予想されます。その一方で、防災の担い手となる消防団や地域自主防災組織は、高齢化が進んでいます。

町民の生命、財産を守るため、平成8年9月に策定された地域防災計画を現状に合わせて見直すとともに、総合的な防災体制の整備や防災意識の高揚を図ることが必要です。大規模な地震や風水害等を具体的に想定し、崩落危険箇所や河川氾濫地域などをあらかじめ調査し、その危険性を住民に正確に伝えるとともに、消防防災施設や装備を計画的に配置する必要があります。

また、大規模な災害時には、道路、電気、水道、通信網等のライフラインが分断される可能性があります。このため、被災者救出や生活維持には、住民や地域の協力が不可欠になります。それには、平常時から消防団や婦人防火クラブ等の地域自主防災組織の育成強化、防災ボランティアの組織化、防災訓練の実施、町内の被災状況を迅速に把握し周知する防災行政無線の有効利用など、地域と連携した防災体制の強化が必要になります。さらに、県の地域防災計画において大規模災害発生時の災害対策本部施設として位置付けられている役場本庁舎の機能強化に加え、町として新たに各小学校避難所（6ヶ所）を災害対策拠点施設（防災拠点）として整備し、ソフト・ハード両面から防災機能の向上を図る必要があります。

(2) 5年間の政策目標

- ①防災計画、防災体制が整ったまちを実現します。
- ②防災施設、防災設備が充実したまちを実現します。

(3) 施策

3-3-1. 防災体制の強化

万一の非常事態を想定し、防災対策本部としての機能を保持するため役場庁舎の耐震補強工事を行い、行政が保有する情報の維持・確保に努めるとともに、情報発信機能を確保することにより、有事に備えます。さらに、町内の避難所として、小・中学校を中心に16箇所指定していますが、そのうち、各小学校避難所（※）を防災拠点施設と位置付け、食料品等の備蓄体制を、現在の集中型備蓄管理から分散型の備蓄管理とします。この移行を進めることにより、迅速な初動体制の確保や、食料品等の早期配給とリスクの分散を図ります。

そして、一部消防団詰所の耐震診断を実施して耐震補強を行うとともに、貸与車両の計画的な更新、防災行政無線、防火衣、消防ホース等の消防団装備の充実を図ります。

また地域自主防災組織の結成を支援し、防災関係機関団体による防災訓練、火災予防の広報活動を通じ防災・防火意識の啓発に努めます。

（※ 今後10年間に、地域自治・住民自治を確立するための取組みとして、町内6つの小学校の区域を単位として行政区連合体を組織化する予定です。各小学校避難所を防災拠点施設と位置付け、この行政区連合体を活用した防災の取組みを進めます。）

指標	平成16年度	平成22年度
防災拠点施設整備箇所数 (単位：箇所)	0箇所	6箇所

【事業】

○防災体制の強化

- ┃ 地域防災計画推進費
- ┃ 防災思想普及啓発費
- ┃ 消防施設整備事業費
- ┃ 防災拠点施設整備費
- ┃ 災害備蓄品整備費
- ┃ 防災情報ネットワーク整備費
- ┃ ハザードマップ*整備費

【関連施策】

1-1-5 公園整備 5-3-1 地域協働団体等の育成と支援 6-1-2 住民協働推進計画の策定と運用

3-3-2. 急傾斜地崩壊及び河川氾濫防止

県と協力して町内 11 箇所の急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査を実施し、危険度に応じた対策を行います。また、水防等のハザードマップ*を作成して、災害に対する注意を喚起します。

（４）効率化目標

①整備コストの削減

消防団等の保有施設、装備品の現有調査を行い、今後の整備計画の費用対効果を検討するとともに、適切な維持管理を行うことで耐用年数を延伸させ、全体的な整備コストを削減します。

（５）サービス向上目標

- ・地域防災計画をホームページに掲載します。（分野毎の承認及び県承認後）
- ・水防等ハザードマップ*をホームページに掲載します。（県土木サイド基準制定後、作成）
- ・防災行政無線（同報系）の周知補完方法の検討を行い実施します。
- ・ホームページや携帯電話のメール機能を活用し、従来の放送の他、個人宛に情報を配信します。併せて情報通信技術を利用した情報の収集方法や住民向け広報を検討します。
- ・町広報の利用や町ホームページを活用し、災害時の避難場所等の周知徹底を図ります。

3-4. 防犯・交通安全対策の充実

(1) 現況と課題

各種犯罪が増加し凶悪化している中で、町内においても犯罪は増加傾向にあります。安心できる地域社会を実現していくため、警察、防犯団体、住民と協力しながら、防犯意識の向上、自主防犯組織の育成強化、危険箇所への防犯施設の設置などに努め、犯罪が起りにくいまちづくりを進めていく必要があります。

クルマ社会の伸展、道路網の充実、工業団地の整備などにより、本町内の交通量は飛躍的に増加しています。工業団地周辺では、恒常的な交通渋滞が生じており、交通安全対策を充実することが必要になっています。交通事故の危険性の高い場所に、ガードレールや反射鏡などの交通安全施設を計画的に設置し、通行者や車両の安全を確保することが必要です。

(2) 5年間の政策目標

- ①地域ぐるみで防犯機能を高め、安心して暮らせるまちを実現します。
- ②地域や事業所（職場）、学校等が一体となった全町的な取組みにより、交通事故を減少させ、安全なまちを実現します。

(3) 施策

3-4-1. 防犯灯の整備

平成 16 年度現在約 1,400 基設置している防犯灯を平成 18 年度・19 年度に集中的に増設し、児童・生徒の通学路や地域の主要幹線道路、防犯対策上重要な場所に事件・事故等の発生しにくい環境を作ります。

また、宝積寺駅東口の整備に伴い、犯罪等の未然防止や周辺環境整備の観点から、防犯カメラの整備を検討します。

指標	平成 16 年度	平成 19 年度
防犯灯設置総数 (単位：基)	1, 4 0 5 基	1, 6 0 5 基

【事業】

○防犯灯の整備

┆ 防犯灯整備事業費

┆ 防犯カメラ整備事業費

【関連施策】

1-1-3 宝積寺駅及び駅周辺整備事業

3-4-2. 交通安全施設の整備

交通事故の削減を目指して、ガードレール、カーブミラー、外側線（路肩を示す線）等の交通安全施設を計画的に増設するとともに、老朽化したカーブミラーの交換を行います。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
交通事故発生件数 (単位：件)	2 5 2 件	2 2 0 件

【事業】

○交通安全施設の整備

┆ 宝石台コミュニティゾーン整備事業費

┆ 仁井田コミュニティゾーン整備事業費

【関連施策】

1-1-3 宝積寺駅及び駅周辺整備事業

3-4-3. 自主防犯組織の育成と強化

町防犯連絡協議会の各支部に対する育成や再編を促し、自主防犯組織の強化を図ります。また、町や各種団体との役割分担を明確にし、地域の安全を守るためのより強固な仕組みを構築します。

3-4-4. 交通安全組織の育成と強化

交通安全活動の普及を目指して、交通安全協会や交通安全母の会など交通安全組織の育成、強化を図ります。

（４）効率化目標

①メール配信による情報の提供

防犯に関する情報や、事件の発生情報（速報）をメール配信し、より効率的な安全対策を推進します。

（５）サービス向上目標

- ・不審者情報等を電子メールや携帯メールにより、希望者に配信提供します。
- ・町内危険箇所の調査により実態を把握し、ヒヤリマップ等の作成による計画的な安全対策をより効果的に実施します。
- ・町広報やホームページの活用により、防犯防災意識の啓発に努めます。

分野別地域経営計画書

4.げんき ～産業経済分野～ 活力ある地域産業を育てるまち

4-1.攻めの農政への転換

4-2.新たな産業の創出

4-3.魅力と元気のある商業振興

4-1. 攻めの農政への転換

(1) 現況と課題

本町の農家戸数は、2000年農林業センサスによれば1,861戸、基幹的農業従事者は1,933人(うち60歳以上が66.0%)、水田経営面積は3,545ha(1戸当たり平均183a)となっています。農家戸数、基幹的農業従業者数とも減少し、高齢化も進んでいます。本町の農業生産は、米中心の典型的な水稲単作地帯でしたが、最近では野菜や果樹など、栽培品目の多様化が進んでいます。

農業の持続的な発展を図るためには、農業のスペシャリストである認定農業者*を農業の中核経営体と位置付け、経営規模の拡大、法人化や合理化に向けた支援を行う必要があります。

また、個性ある農村づくり、消費者が求めている安全性の高い農作物づくり、循環型農業*の推進、園芸の振興や魅力ある田園生活環境づくりなどが必要になっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①農業で自立を図ろうとする、意欲的な担い手を確保します。
- ②安全で安心できる農産物を提供します。
- ③消費者ニーズに対応した農業生産体制を確立します。
- ④農業資源を有効に活用し、農村を活性化します。

(3) 施策

4-1-1. 循環型農業*への取組み推進

農業は、食糧の生産と同時に自然環境の保全、緑豊かな農村景観の形成、文化伝承など地域の生活に深く関り多様な機能を果たしてきました。しかし、市街地でも農村部でも資源を使い捨てているため、生活環境や農業生産にも悪影響を及ぼしています。

このため、消費者と生産者が連携を取り、市街地から発生する家庭生ごみと家畜糞尿を有効に活用する仕組みを、今後も維持し、土づくりを重視した循環型農業*を進めます。

循環型農業*を進めるにあたっては、農産物が町内で消費できる体制づくり、売れる米づくり、有機栽培や減農薬栽培、トレーサビリティ*等を通じて、消費者が期待している安全な農産物の生産を強化するとともに、食育の実践を通じて食のまちづくりを進めます。

指標	平成16年度	平成22年度
①有機・減減米*生産面積 (単位: ha)	8 ha	50 ha
②有機・減減米*生産量 (単位: t)	40 t	250 t
③食のまちづくり構想の策定	未策定	策定

【事業】

○循環型農業*への取組み推進

- └ 有機・減減米*づくり推進事業費
- └ 流通体制推進事業費
- └ 食のまちづくり推進費
- └ 体験農園設置事業費
- └ 土づくりセンター維持管理費

【関連施策】

- 1-1-3 宝積寺駅及び駅周辺整備事業 2-1-1 正しい食生活づくり 2-4-3 食育教育の推進
3-2-1 リサイクル総合計画の策定と運用 5-1-3 体験(自然・社会・生活)学習の充実
5-1-4 食に関する指導の充実 5-3-2 体験・交流活動の充実

4-1-2. 将来の農業を支える、やる気のある人材の育成

新たな米政策の中で、水田農業ビジョンの推進を通じて担い手の育成を進めています。しかし、所得安定対策を通じて農業の担い手を確保するため、意欲のある農家、法人化に取り組む組織、受託組織等を早急に育成する必要があります。

将来にわたる食糧の安定供給と農業の持続的発展を目指し、認定農業者*の育成、農業生産法人の育成、意欲ある農業者への農用地集積などを行い、これからの農業を支える人材育成に努めます。

4-1-3. 経営安定を目指した生産体制の改善

地域全体の稲作への意欲が減退しつつある一方、系統集荷率が低下し、独自販売指向が強まっています。減農薬栽培への取組み、経営規模の拡大、複合化、周年化も進んでいます。

このため、消費地に近接した本町の特性を活用し、JA塩野谷等と連携しながら、マーケティングの強化、野菜や果樹等の園芸生産の充実などを進めます。また、経営体質の改善に向けて生産施設や設備の高度化を促し、食糧の安定供給に向けた生産体制を整え、販売先をにらんだ目的別部会・担い手のネットワーク化を促すことで、地域農業の活性化を図ります。

4-1-4. 農村地域の再生と活力ある農村の創造

農村地域の活性化を図るためには、魅力ある地域づくりを通じて交流人口を拡大し、農村マーケットの形成を図ることが必要です。本町の農村地域資源を有効に活用する仕組みとして、町内に散在する各サテライト(衛星)農家や農業施設等と有機的なつながりを構築し、農業そのものを第3次産業化していくとともに、商工業をはじめとする他産業と連携することが重要です。

このため、農業と農村の魅力をPRするため、都市と農村との交流事業を展開するとともに、体験農園の充実、森林ボランティア制度(※)の創設、「元気あつぷむら」などを活用した新しい都市農村交流の提供などにより、消費者等が農村地域や農業そのものにふれる機会を充実させ、農村が備える「ゆとり」「やすらぎ」「いやし」を提供していきます。

(※ ボランティアを募り町有林などの手入れをお願いする仕組みを検討するもの)

(4) 効率化目標

①経費節減

集落営農、農業生産法人等への農地集積により、経費の節約・作業の効率化を図ります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
農地集積率 (単位：%)	60%	80%

②事務効率向上

ア. 水田農業確立対策室のあり方について、町と JA の役割分担を整理し、可能な限り業務を移行することで事務効率の向上を目指します。

イ. 食のまちづくりを目指して「びれっじセンター」の機能充実を図りつつ、「たんたん農産物」の認証を行うことで、有機・減農薬農産物の販売促進を図ります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
ア. 農業情勢の変化に伴う事務事業の見直し	—	水田農業確立対策室業務の JA への移行
イ. たんたん農産物認証 (単位：件)	0 件	450 件

③運営経費見直し

「土づくりセンター」の運営経費を見直します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
運営経費の見直し		
コスト削減 (単位：%)	100%	90%
処理手数料収入 (単位：%)	100%	150%

(5) サービス向上目標

- ・消費者が安心して農産物を買うことができるよう、農家に生産履歴の記帳を依頼し、その内容を小売店においてお知らせします。
- ・地産地消の「消」の範囲を広げ、住民に新鮮な農産物を提供します。
- ・町内外の都市住民を対象に、「元気あつぷむら」を核として都市と農村の交流を実施し、農業・農村の良さ、楽しさを満喫してもらいます。
- ・農家の売上増と地産地消の一助となるよう軒先販売農家を増やすシステムを確立します。
- ・農家生活に密着した農政情勢をインターネット、メール等で手軽にお知らせできるシステムをつくります。
- ・子供たちに、動植物や自然観察など学習の場を設けるため、農地・農業用水路等、自然環境の保全を図ります。

4-2. 新たな産業の創出

(1) 現況と課題

本町の工業は、事業所の業種としては、電機・機械、化学・ゴム、鉄鋼・金属などの製造業が中心です。昭和 59 年度に宇都宮テクノポリスの指定を受け、大手企業や関連企業の工場、研究所が進出し、ビール工場、自動車産業などが操業を行っています。また「情報の森とちぎ」には、ソフト型産業の立地が進み、情報・通信関係の事業の拠点として発展を続けています。

「情報の森とちぎ」は、平成 12 年 6 月に拡張されましたが、68,805 m² (11 区画) が未分譲となっています。さらに、事業所数、従業者数、製造品出荷額等は平成 11 年度をピークに減少傾向です。企業の集積は、町民に雇用機会を提供するとともに、本町の税収に貢献するものであり、地域運営に不可欠なものです。企業誘致を強化するとともに、地域経済の発展に向けて、町内の中小企業の支援、異業種交流機会の提供などを行う必要があります。

(2) 5 年間の政策目標

- ①町民生活の充実に資する企業を誘致します。
- ②産業交流ネットワークを構築し、新たな産業を展開します。
- ③「情報の森とちぎ」の企業進出を促し、雇用機会を拡大します。

(3) 施策

4-2-1. 産業ネットワークの構築

商店や経済関係代表者、商工会員等で組織する経済活性化協議会を立ち上げ、町内の雇用状況等を含む情報の共有化や町内に立地する企業の交流活動を活性化させて、企業間のネットワークを強化し、新たなビジネス機会の創出を促します。

指標	平成 16 年度	平成 19 年度
①経済活性化協議会の創設	未設立	設立
②雇用対策会議の創設	未設立	設立

【事業】

○産業ネットワークの構築

┆ 経済活性化推進費

┆ 雇用対策推進費

【関連施策】

2-4-6 仕事と子育ての両立の支援

4-1-4 農村地域の再生と活力ある農村の創造

4-2-2. 町内企業の育成と支援

町融資制度やセーフティーネット保証を P R し経営の安定化を促します。また、商工会が実施する経営指導や企業診断を活用しながら、町内企業の経営改善を促すとともに、最新の生産技術の習得や人材育成などの支援を行います。

4-2-3. 情報の森とちぎへの企業誘致

「情報の森とちぎ」への企業立地を促進するため、周辺地域の都市基盤を整備します。さらに、企業の進出を促す優遇措置について検討を行います。

(4) 効率化目標

- ①現在組織されている高根沢まちづくり委員会や中心市街地活性化部会を活用し、経済活性化協議会設立の基礎とします。
- ②町制度融資等をもっと分かりやすく、かつ利用しやすいようにPRします。

(5) サービス向上目標

- ・多様化する産業変化のなかで生き残るために、異業種等の多様な交流ネットワークにより、情報を共有する新たな産業を創出する仕組みづくりを行います。
- ・中小企業の経営基盤の強化と特色ある地場産業の育成を図るための支援策を検討します。併せて町中小企業融資振興資金融資制度を充実させます。
- ・住宅地や快適な生活環境を整備し地域の魅力度を高め、進出企業の従業員の定住化を推進します。
- ・「情報の森とちぎ」の情報発信や立地企業に対する県の優遇措置についてもPRしていきます。

4-3. 魅力と元気のある商業振興

(1) 現況と課題

平成14年の商業統計調査によれば、本町の商店及び飲食店は362店、常時従業者数は1,821人となっています。最近では常時従業者数は増加傾向にありますが、商店数は減少傾向となっています。

商店街は宝積寺駅及び仁井田駅を中心とする既存の地域と、主要地方道宇都宮・烏山線宝積寺バイパス沿いに新たな商店街が形成されています。近年、宝積寺バイパス沿いの新たな商店街を中心に大規模な駐車スペースを確保した大型小売店舗等の進出が進み、多様化する消費ニーズに対応するなど地元購買率は徐々に上向いています。しかし、本町の商業は宇都宮商圏に近接しており、消費者のニーズは大型小売店の利便性や合理性に影響されるため、既存商店街は年々衰退しているのが現状です。

厳しい経営状況の中で、宝積寺駅東口周辺の整備に伴い、新たな商工会館が建設されました。同時にTMO組織*の設立及び事業計画の推進を目指しているところであり、行政、商工会等商工業団体、事業者の連携のもとに商業活性化を図っていくとともに、市街地の土地区画整理事業及び中心市街地活性化計画等による商店街の環境整備を進めることが必要になっています。さらに農業や観光など連携して集客力を高め、商業サービス機能の強化に努めることが必要です。

(2) 5年間の政策目標

- ① 事業者の自主的な取組みを支援し、魅力と元気のある商業を実現します。
- ② 農村資源を活用した体験型滞在観光を通じて、地域の活性化を実現します。

(3) 施策

4-3-1. 商店街の活性化

中心市街地活性化計画に基づき、宝積寺駅前開発と連動させて、地域商業の活性化を図ります。また、町内商店街での購買率を向上させるため、「ミニ核施設」の設置を促し、回遊性を図り賑わいの創出を推進するなど、中心市街地の魅力アップに繋がるよう推進します。商工会員においては、近年減少傾向にあるため新規の開店事業者を開拓し、また空き店舗等も有効に活用が図られるよう対策を講じます。

指標	平成16年度	平成22年度
町内購買率の向上 (単位：万円)	2,994,719万円(※)	3,593,663万円

(※ 平成14年次商品販売額)

【事業】

○商店街の活性化

└ 商店街活性化支援費

【関連施策】

1-1-3 宝積寺駅及び駅周辺整備事業

4-3-2. 地域資源を活かした観光

農家や観光団体と事業者が連携し、町内最大の観光資源「元気あつぷむら」を拠点に協働体制を強化して集客イベントや消費者サービスを展開し、周辺地域からの誘客を図ります。またサテライトシステミックな方策を講じて、町内の特徴ある観光農園等へ誘客し、消費拡大や活性化を図ります。

4-3-3. 商工会等の活動支援

指導員の活動を強化するために助成措置を拡充するなど、商工会の活動支援を行います。また、専門的な商品を扱うなど商品を特化し、消費者が買物の目的を達成しやすいような商店街づくりを進めます。さらに、意欲ある事業者による経済活性化協議会を組織化し、新しい商業活性化手法に関する研究を行います。

(4) 効率化目標

①空き店舗対策

中心市街地の空き店舗を活用して、商店街の活性化を図り、身近な買い物場や情報発信の場としての賑わいを取り戻し、かつては憩いの場、ふれあいの場として地域に欠かせない存在であった商店街を活性化させるため、地域住民との交流やふれあいの場を創出し、活性化を図ります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
空き店舗対策 (単位：%)	空き店舗率 15.5%	空き店舗率 10.0%

(5) サービス向上目標

- ・ TMO組織*を設立し、国、県補助事業を活用し、多様化する消費者ニーズに対応します。
- ・ 町内での購買額を平成 14 年時の 2 割増とします。

分野別地域経営計画書

5.かがやき ～教育・文化分野～ 豊かな心を育むまち

5-1.学校教育・教育環境の充実

5-2.青少年の健全育成

5-3.生涯学習の推進

5-4.文化・芸術の振興

5-5.生涯スポーツの推進

5-1. 学校教育・教育環境の充実

(1) 現況と課題

近年、少子化、国際化や高度情報化など社会の変化や時代の進展とともに、児童生徒を取り巻く社会環境も急速に変化しており、学ぶ意欲や学力の問題、家庭や地域社会の教育力の低下、さらには児童生徒の安全確保や安全対策など多岐にわたる問題が発生しています。

こうした問題に対処するため、本町では、二学期制、外部評価制*の導入などによる指導体制の改善をはじめ、チームティーチング*事業、少人数指導・習熟度学習の導入などによる指導方法の改善にも努めてきました。また、外国人講師の配置による英語教育、情報教育の充実にも努めてきました。

しかし、これからも価値観が多様化する競争社会の中で、児童生徒が様々な変化に柔軟に対応し、自らの個性を發揮して主体的に生きていく力、すなわち「生きる力」（確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力）を育成することが課題となっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①次代を担う児童生徒の「生きる力」を育むため、一人ひとりに基礎的・基本的な学力・体力を身につけさせます。
- ②さまざまな体験学習や食に関する指導（学校における食育）を通して、心身ともに健康な児童生徒を育成します。
- ③老朽化した校舎等の教育施設を計画的に改修し、子どもたちが安心して学習できる安全な環境を整備します。

(3) 施策

5-1-1. 校舎等の計画的な整備

高根沢町小中学校施設整備計画に基づき、老朽化した校舎や耐震性に課題を抱える施設に対して、改修整備を計画的に実施し、地域の拠点にふさわしい安全で安心な教育環境の充実を図ります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
①改築 要改築 1 箇所 (単位：箇所)	改築済 0 箇所	改築済 1 箇所
②耐震 要改修 3 箇所 (単位：箇所)	改修済 0 箇所	改修済 3 箇所
③維持補修 対象 5 箇所 (単位：箇所)	0 箇所	5 箇所

【事業】

○校舎等の計画的な整備（改築－1 箇所）

└ 北小学校改築費

○校舎等の計画的な整備（耐震－3 箇所）

└ 中央小学校耐震改修事業費

└ 北小学校特別教室棟耐震改修事業費

└ 北高根沢中学校管理教室棟耐震改修事業費

○校舎等の計画的な整備（維持補修－5箇所）

- ┃ 北小学校体育館屋根塗装事業費
- ┃ 上高根沢小学校プール塗装・プールサイド改修事業費
- ┃ 東小学校教室内改修事業費
- ┃ 阿久津小学校教室内改修事業費
- ┃ 阿久津中学校校舎外壁改修事業費

5-1-2. 基礎学力の向上

平成 18 年度より 10 年間、学習内容定着度調査を実施し、児童生徒の基礎学力を把握するとともに、チームティーチング*や少人数指導、習熟度別学習等を展開し、基礎学力の確実な定着を図ります。さらに、児童生徒に自己の学力点検の機会を提供することにより指導と評価の一体化を推進し、あわせて児童生徒の個性をさらに伸ばすための学習指導方法を研究します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
基礎学力の向上 (単位：点)	—	学習内容定着度調査平均点 + 2 点

【事業】

○基礎学力の向上

- ┃ 学習内容定着度調査実施事業費
- ┃ チームティーチング*事業費

5-1-3. 体験（自然・社会・生活）学習の充実

総合的な学習の時間*や職場体験活動等を通して、協働・互助の精神や勤労観・職業観を養い、将来の自立を支援します。また、地域人材の活用を図るとともに、地域住民や学校支援ボランティアとの交流・連携を推進します。

5-1-4. 食に関する指導の充実

学校栄養士による食指導を実施し、食の安全性や健康維持に関する正しい知識の普及を図り、町・学校・家庭間における食生活の基本原則（正しい食生活は、健康な身体と心をつくること。）に対する共通認識を確立します。また、町内で生産される農産物を学校給食に積極的に導入し、地産地消を推進します。

5-1-5. 小学校における英会話学習の充実

AET（英語指導助手）を継続的に配置し、児童が英語に慣れ親しむとともに、基礎的な英会話が習得できるよう努めます。また、英語を使つてのコミュニケーション能力を高めるとともに、異文化体験活動を行うことにより、国際理解を深めます。

(4) 効率化目標

①施設・設備等の保守及び修繕

定期的な保守点検で発見された問題箇所について早期に修繕を行い、中長期的な維持管理費の削減に努めます。

②地域との交流と連携

総合的な学習*やマイ・チャレンジ事業に地域の人材を積極的に活用して地域社会との交流・連携を図り、開かれた学校づくりを推進します。

(5) サービス向上目標

- ・児童生徒の安心安全面を考慮し、施設の危険箇所についてすみやかに維持・修繕を行います。
- ・チームティーチング*事業等の活用により、一人ひとりの児童生徒にあったきめ細やかな指導を行います。
- ・ホームページや広報紙等を通して、町の制度や学校行事等について定期的かつ迅速な情報提供に努めます。

5-2. 青少年の健全育成

(1) 現況と課題

本町では、これまで地域リーダーの育成や体験学習の機会を充実するなど、青少年の健全育成に努めてきましたが、これからは、様々な社会体験の機会を提供し、青少年の幅広い人間性、思考の柔軟性、他人を思いやる気持ちなどを育むことが重要となってきます。

そこで、家庭、学校、職場、地域が一体となって、社会貢献に意欲を持ち、思いやりの心と生きる力を備えたたくましい青少年を育てるために、自然・体験活動の提供、地域リーダーの育成、家庭教育のさらなる充実が求められています。

(2) 5年間の政策目標

- ①「みんなで育てる」第一歩として、子どもに対して自信を持ってしつけや経験を教えられる親になる環境を整備します。
- ②「未来を担う子ども達を育てたい。」という地域の人たちの活動を支援します。
- ③物事に自主的、主体的に取り組む姿勢をもった青少年を、家庭、学校、職場、地域が一体となって育てる環境を整備します。

(3) 施策

5-2-1. 自然・体験活動への支援

民間団体、NPO法人*、地域団体が実施する自然・体験活動を支援します。また、公民館事業と連携し、親を対象とした、親が親であるための講座や教室を開催します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
自然・体験活動参加者数 (単位:人)	2, 3 6 2 人	4, 0 0 0 人

【事業】

- 自然・体験活動への支援
 - ┆ 青少年対象自然・体験活動支援事業費
 - ┆ 「親育て」支援事業費
 - ┆ 青少年教育推進事業費

【関連施策】

- 2-2-3 高齢者の生きがい支援 3-1-2 環境保全に取り組む人材の育成
- 3-2-2 環境学習の充実 5-3-1 地域協働団体等の育成と支援 6-1-2 住民協働推進計画の策定と運用

5-2-2. 地域リーダーの育成

研修事業を通じて地域リーダーを育てるとともに、地域リーダーが小学生ジュニアリーダーや次世代青年リーダーを育成していく仕組みを整えます。さらに、中高生のリーダースクラブを各中学校区に設立します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
①地域公民館単位の巡回講座年間開催回数 (単位:回)	0 回	2 4 回
②中高生のリーダースクラブ設立数 (単位:箇所)	1 箇所	2 箇所

【事業】

○地域リーダーの育成

┆ ジュニアリーダー育成事業費

┆ 成人式典費

5-2-3. 地域・団体等の教育力への支援

「青少年は、家庭、学校、職場、地域が一体となって育てる。」を実践するため、小山文化スポーツ振興基金を活用して、教育振興に関する団体や個人の活動を支援し、地域の青少年健全育成の充実を図ります。

5-2-4. 若者の居場所づくり

ニート*やひきこもりの青少年を対象として、若者の居場所を1箇所設置し、カウンセリングを行いながら社会の一員としての必要な規範、価値意識、行動様式を身に付けさせ、社会人としての自立を支援します。

（4）効率化目標

①コスト削減

地域や団体の体験教室の修了生グループを、自立した団体等に育てることにより支援コストを削減します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
自立団体数 (単位：団体)	3 団体	10 団体

（5）サービス向上目標

・各施策において、事業等の周知を町のホームページ、広報誌、ポスター、チラシなどを活用し、関係者全般に周知できるようにします。

・年代による理解度の違いを考え、分かりやすい内容にします。

・参加者の利便性を考慮し、場所や時間を設定します。

5-3. 生涯学習の推進

(1) 現況と課題

本町では、平成13年3月に高根沢町生涯学習推進計画（元気あつぷ計画）を策定し、基本コンセプト「誰もが、いつでも、どこでも容易に学習できる環境づくり」を目標に掲げ、住民のニーズに応えた学習内容や学習機会を提供するなど、生涯学習の充実に努めてきました。

今後は町民一人ひとりが学びや活動によって、自らの課題を自らの手で解決する力を高めていけるよう、生涯学習情報の提供や教室・講座の開設など、生涯学習のさらなる推進が必要となっています。また、情報通信技術を活用し、より手軽に学習できる仕組みを整えるとともに、町民と一体となった生涯学習の推進が必要不可欠となっています。

また、ボランティア団体やNPO法人*への支援を拡大して、町民の主体的な活動を支援することや、地域交流センターを拠点とした講座開催による地域教育力の向上、さらには出かける国際交流から受け入れる国際交流への転換などが課題となっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①町民自らの能力開発と自己実現を応援します。
- ②生涯学習の環境整備を進め、まちづくりや地域づくりを活性化します。
- ③体験活動、家庭教育を積極的に支援します。

(3) 施策

5-3-1. 地域協働団体等の育成と支援

生涯学習に関するボランティア活動や、NPO法人*等の活動に対する支援を充実させるとともに、生涯学習の充実に目指して、地域協働団体の育成と支援に努めます。

指標	平成16年度	平成22年度
新規の育成・支援団体数 (単位：団体)	7団体	50団体

【事業】

- 地域協働団体等の育成と支援
 - ┆ 地域協働団体等支援事業費
 - ┆ 地域協働団体等育成事業費

【関連施策】

- 2-2-4 高齢者の生活支援
- 3-1-3 緑地保全活動の推進
- 3-3-1 防災体制の強化
- 5-2-1 自然・体験活動への支援
- 5-4-1 住民参画による文化イベントの運営
- 5-5-3 総合型地域スポーツクラブの設立支援
- 6-1-2 住民協働推進計画の策定と運用

5-3-2. 体験・交流活動の充実

ボランティア団体やNPO法人*と連携し、生涯学習の一環として実施する自然体験、体験活動、交流活動を充実させ、参加者の拡大を図ります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
①自然体験年間参加者数（全体） （単位：人）	1,000人	3,000人
②体験活動年間参加者数(全体) （単位：人）	44,849人	60,000人
③交流活動年間参加者数（全体） （単位：人）	1,740人	3,000人

【事業】

○体験・交流活動の充実

- ┆ ネットワーク・他部署と連携したプログラム開発事業費
- ┆ 体験・交流活動支援事業費

【関連施策】

- 2-1-1 正しい食生活づくり 2-2-3 高齢者の生きがい支援 2-3-3 障害者元気プランの策定と運用
- 2-4-2「居場所づくり」あそぼうねっとプロジェクト 2-4-3 食育教育の推進
- 4-1-1 循環型農業への取組み推進 4-1-4 農村地域の再生と活力ある農村の創造

5-3-3. 生涯学習情報システムの構築

インターネットや携帯電話等を活用して生涯学習情報システムを構築し、生涯学習情報の充実、施設予約や料金支払いの省力化などを実現し、参加したい講座や教室を容易に受講できる仕組みを整えます。導入計画は、平成 18 年度協議、平成 19 年度にはソフトを開発し、平成 20 年度に導入します。

5-3-4. 地域コミュニティ（小学校区単位）による地域教育力の活用

既存の公共施設を有効活用し、地域交流センター（市民活動支援センター・生涯学習センター・地域公民館）を小学校区単位に（5 年後に 2 箇所・10 年後に 6 箇所）新設します。この施設を地区の拠点として利用して、地域教育力の活用を図ります。

5-3-5. 読書活動推進とボランティア育成

生涯学習の支援の柱である図書資料を充実させて、自己学習の基本である読書を促進するとともに、図書館ボランティアを組織し、読書活動の推進と図書館のサービス向上を図る体制を整えます。

(4) 効率化目標

①経費削減

講座・教室の講師に地域の人材を積極的に活用することによって、コストを削減します。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
講座・教室における地域の人材活用割合（地域の先生/教室講座数） (単位：%)	20%	70%

(5) サービス向上目標

- ・様々な媒体を使って生涯学習の大切さや楽しさ等をPRし、生涯学習参加率70%（対全町民）を目標とします。
- ・インターネットや携帯電話等を利用して、生涯学習情報の取得、施設予約が誰でも容易に行えるようにします。
- ・民間事業者が開催していない、若しくは補えない部分（不採算）の需要に対し、生涯学習に参加できるネットワークを活用したプログラムを用意します。（例：英語会話の受講希望者は多く、民間事業者でも教室を開催しています。しかし、ポルトガル語などは開催機会が少ない現状にあるため、町国際交流協会と連携し在住ブラジル人が講師になり、学習の場を提供します。）
- ・図書館の開館日数を増やし、利用者の利便を図ります。（図書館中央館の第三日曜日を開館）

5-4. 文化・芸術の振興

(1) 現況と課題

本町では、誰もが文化・芸術に親しみ、子どもへと引き継ぐことができる文化・芸術の循環の仕組みづくりを目指して、各種講座や文化祭・地区芸術祭を開催するなど、文化・芸術の振興に努めてきました。特に町民ホールの活用については、公募による自主事業運営委員会を設置して企画運営を行うなど、限られた財源の中で住民ニーズを踏まえた文化・芸術事業を展開してきました。

しかし、今後さらに充実した文化・芸術活動の振興を図るためには、町民自ら行う文化イベントの実施や新たな講座の開設、文化団体の育成と組織の強化を図ることが必要となっています。また、町民ホールの利活用については、参加型、鑑賞型、普及啓発型等さまざまな企画運営を行い、文化・芸術に触れることが課題となっています。

(2) 5年間の政策目標

- ①文化・芸術団体や町民主権による文化イベントの開催、また、新たな教室・講座が開設されるよう支援します。
- ②伝統芸能の継承、発展のために、様々な伝統芸能子ども教室の開催や高齢者と子どもの交流機会が充実するような支援を行います。
- ③歴史民俗資料館を活用したふるさと（歴史）講座、体験型講座を実施します。

(3) 施策

5-4-1. 住民参画による文化イベントの運営

自主的に開催する文化・芸術団体を育成するとともに、住民参画による文化イベントの充実を図ります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
町民ホール利用率 (単位：%)	52%	60%

【事業】

○住民参画による文化イベントの運営

- └ 住民参画による文化イベント事業費
- └ 町民ホール自主事業運営委員会による文化イベント事業費
- └ 文化祭開催事業交付金

【関連施策】

- 1-1-3 宝積寺駅及び駅周辺整備事業
- 5-3-1 地域協働団体等の育成と支援
- 6-1-2 住民協働推進計画の策定と運用

5-4-2. 体験型・伝統芸能子ども教室の開催

体験型教室、伝統芸能教室、高齢者と児童とが交流する機会（むかしあそび）を積極的に提供し、郷土の歴史に関する理解を促し、ふるさと高根沢への意識高揚を図ります。

5-4-3. 文化振興計画の策定と運用

文化芸術の振興を計画的に推進するため、住民参加による文化振興計画を策定し、計画に盛り込まれた事業の運用を行います。

(4) 効率化目標

- ①ホール事業等の企画、運営を行うことができる人材を育成するとともに、音響・照明等の補助ボランティアを養成します。
- ②町民ホールや歴史民俗資料館の運営については、指定管理者制度の導入など、より効率的な管理運営のあり方を検討します。

(5) サービス向上目標

- ・ 専門家による歴史民俗資料館解説員を配置します。
- ・ 指定文化財の情報やイベント情報をホームページや広報紙等を利用して、随時提供します。
- ・ 民間主催の文化関係教室（ピアノ教室、書道教室等）を把握し、住民への情報提供を行います。

5-5. 生涯スポーツの推進

(1) 現況と課題

本町には、「農業者トレーニングセンター」、「町民広場」、「石末運動場」、「情報の森テニスコート」、「武道館」、各学校の体育館などのスポーツ施設があり、各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催するなど、生涯スポーツの推進に努めてきました。

「いつでも・だれでも・どこでも・出来るスポーツ」を実現するためには、スポーツ活動組織や団体の育成強化、スポーツイベントの充実、既存のスポーツ施設の維持改修を計画的に行うことが必要です。健康づくりや地域の連帯感向上に貢献する生涯スポーツの振興には、地域でスポーツを支える仕組みを整えることが重要であり、スポーツ団体と連携して総合型地域スポーツクラブ*を設立することが課題となっています。また、県体育施設の具現化に向けての誘致活動を行い、施設の充実に努めます。

(2) 5年間の政策目標

①平成 17 年度実施のスポーツ意識調査では、成人週 1 回のスポーツ実施率が 31.6%であり、今後 5 年後には 40%とします。さらに、10 年後には、50% (2 人に 1 人) になるよう生涯スポーツ環境を整備します。

(3) 施策

5-5-1. スポーツ振興基本計画の策定と運用

住民誰もがスポーツを生活に欠かせない文化の一つとして捉え、豊かなスポーツライフの実現に向けて、住民参加による町スポーツ振興基本計画を平成 18 年度までに策定し、策定した計画に盛り込まれた事業を展開します。

指標	平成 17 年度	平成 18 年度
①スポーツ振興基本計画の策定	未策定	策定
指標	平成 17 年度	平成 22 年度
②成人週 1 回のスポーツ実施率 (単位：%)	31.6%	40%

【事業】

- スポーツ振興基本計画の策定と運用
 - ┆ スポーツ振興基本計画策定事業費
 - ┆ スポーツ振興基本計画推進事業費

【関連施策】

- 2-1-2 運動習慣づくり

5-5-2. 県体育施設の誘致

県体育施設の誘致を働きかけ、スポーツ施設の充実に図れるよう、誘致活動を推進します。

5-5-3. 総合型地域スポーツクラブ*設立の支援

スポーツ活動と地域コミュニティの充実を目指して、地域に根ざした自主運営型のスポーツクラブである総合型地域スポーツクラブ*の設立を支援します。

5-5-4. 指導者の育成

代表的な競技スポーツや軽スポーツに関して、専門指導員を招いて地域の指導者の増加とレベルアップを図ります。

5-5-5. スポーツイベントの充実

町民のスポーツ実施率向上や参加者増加を目指し、競技団体や地域と連携しながら、スポーツレクリエーション大会やマラソン大会などのスポーツイベントの充実を図ります

(4) 効率化目標

①各種大会における企業等の協賛制度導入

各種大会における企業等の協賛制度（広告料等）を導入し、財源の確保を図ります。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
元気あっぷハーフマラソン大会兼長距離走大会 協賛企業数 (単位：企業)	1 企業	2 0 企業

(5) サービス向上目標

・インターネットや携帯電話から、施設使用申請や施設の使用状況確認ができるシステムの構築を図ります。

分野別地域経営計画書

6.やるき ～地域コミュニティ分野～ まち普請元年—自助・共助・公助

6-1.住民と行政の協働の推進

6-2.男女共同参画の促進

6-3.行政情報の共有

6-1. 住民と行政の協働の推進

(1) 現況と課題

本町では、自治会への加入率が低下しており、70%を下回っています。区長会等を中心に、自治会加入や地域自治活動の促進を行うとともに、県自治会連合会での情報収集等、他地域の自治会との情報交換を進めたこともあり、自治活動が徐々に活性化し始めています。

地域の連帯感を高めるとともに、住民や地域の主体性を尊重しつつ、職員一人ひとりと住民一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、安全で、安心して暮らせるまちづくりを進めることが必要になっています。住民との協働によるまち普請、住民参画の取組みとしての公募委員の充実、住民の主体性を生かした町民提案型事業の実施やボランティア・NPO法人*等市民活動への支援などを進める必要があります。

(2) 5年間の政策目標

- ①地域と行政との協働の基礎となる55行政区を活性化させます。
- ②住民参画のもと、広く意見を取り入れつつ、住民の理解と協力を求めます。
- ③住民とともにまちづくり基本条例（自治基本条例）を制定し、住民自治を実現します。

(3) 施策

6-1-1. まちづくり基本条例の制定

「町民の、町民による、町民のための高根沢」を実現するため、自治体の最高法規であり自治の基本原則と基本ルールを明文化したまちづくり基本条例を、住民が中心となって平成19年度中に制定します。住民がまちづくりに参画する権利と責務、行政が住民にまちづくりに参画する機会を提供する努力義務等、参画と協働のあり方を明文化し、住民の権利保障やそのための制度保障を実現します。

指標	平成16年度	平成19年度
まちづくり基本条例	未制定	制定

【事業】

- まちづくり基本条例の制定
 - ↳まちづくり基本条例推進費

6-1-2. 住民協働推進計画の策定と運用

まちづくり基本条例と同様に住民中心の地域運営を行うため、平成19年度中に住民協働推進計画を策定します。「まち普請 志民の会（※）」からの提案内容や各行政機関の事業に関して、この高根沢町がどのような自治を実現しているのか、住民有志と職員が力をあわせて自治の指針を提唱します。住民、地域、行政の役割を明確にするとともに、それぞれの責任感を醸成させる計画を策定し、実践します。

（※ 平成17年度から活動をスタートした、行政と対等の立場でまちづくりに参画する住民組織）

6-1-3. コミュニティビジネス*の充実

地域の活性化、ひいては高根沢町の活性化を促すため、地縁団体の認証取得やNPO法人*化を支援し、子供からお年寄りまでまちづくりに参画する楽しみを導きだせるような、活気あふれるコミュニティの創造を目指します。その推進策の一つとして、コミュニティビジネス*の展開を検討・企画します。

6-1-4. 地域担当制度の創設

より活力のある地域づくりに向けて、職員が参加する制度創設に取り組めます。地域活性化やまちづくりの研修を受けた職員を各地域（行政区）に割り振り、その地域のまちづくりの一助となるような制度を築きます。住民との連携を密にするとともに、信頼される行政を築き、まちづくりに貢献します。

6-1-5. 行政区連合体の組織化

地域交流センターの整備にあわせて、平成 22 年度からは複数の行政区が連携する行政区連合体の組織化について検討を開始し、平成 27 年度までには、全ての小学校区単位に連合体を組織します。この連合体によって地域活性化に取り組むとともに、防災・防犯組織の拠点としても位置付けます。

（４）効率化目標

①地域コミュニティをより一層活性化させるため、地域づくりを目的とした行政組織を設置します。対応窓口を一元化することで、縦割り型から横伸び型への効率化が期待できます。

指標	平成 16 年度	平成 22 年度
地域づくりを目的とした行政組織の設置 (単位：組織)	0 組織	1 組織

（５）サービス向上目標

- ・個人や地域による主体的なまちづくりの活動を支援するために、窓口を一本化し、的確な情報提供を行います。
- ・より一層行政情報の提供を進めるため、HP を充実させます。
- ・個人や地域による主体的なまちづくりの活動を支援するため、活動場所の提供に関して中長期的な視点で改善を行います。

6-2. 男女共同参画の促進

(1) 現況と課題

本町では、平成15年度に高根沢町男女共同参画計画を策定し、各行政区ごとに地区推進員を設置するとともに、地区推進員の勉強会の開催や、自治公民館単位での「男女共同参画宣言書」の作成などを通じて、男女共同参画社会の実現に努めてきました。

しかし、依然として職場や家庭・地域における男女間の不平等や性別による固定的な役割分担、それに基づく社会慣行は根強く、多くの町民が人としての不平等を感じている状況にあります。

このような中で、誰もがはつらつと安心して暮らせる町を築いていくためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠であり、町民と行政が一体となって取り組むことが課題となっています。

(2) 5年間の政策目標

①「日常生活の中で男女が平等になっている」と感じている人の割合を、現在の約10%から20%に増やします。

(3) 施策

6-2-1. 男女共同参画計画の推進

従来の男女の役割に基づく意識や制度・慣行に縛られることなく、あらゆる分野における男女の参画機会を確保するとともに、リーダー育成などの人材育成に努め、地域での男女共同参画社会の実現を推進します。

指標	平成16年度	平成22年度
男女共同参画リーダー育成講座 参加者数 (単位：人)	100人	900人

【事業】

- 男女共同参画計画の推進
 - └ 啓発活動事業費
 - └ 地域リーダー育成等推進事業費

【関連施策】

- 2-4-6 仕事と子育ての両立の支援

6-2-2. 女性を暴力から守るための対策の強化

女性に対する暴力の根絶に向けて、健康福祉課ではコーディネーターを配置し、児童虐待・DV*等の防止や虐待者へのケアを行っています。円滑な相談指導体制を強化するとともに、暴力防止に向けた普及啓発活動を実施していきます。

6-2-3. 男女共同参画推進条例の制定

住民や事業者が中心となった条例制定検討委員会を設立し、男女共同参画推進条例を制定します。

(4) 効率化目標

①財団法人とちぎ男女共同参画財団主催の「出張セミナー」を利用して、講座を開催することにより支出を削減します。

(5) サービス向上目標

・情報の提供にホームページを活用し、常時情報を発信します。

6-3. 行政情報の共有

(1) 現況と課題

現在、行政情報については、「町政だより」や「広報たかねざわ」、インターネット*のホームページなどを利用して、住民のみなさんにお伝えてしているところです。

平成17年度現在、本町では全域が高速インターネット*（主にADSL*）の提供エリアとなっていますが、一部の地域ではADSL*が利用できない状況にあります。これに対しては、住民のみなさんから要望が寄せられていることを踏まえながら、今後もNTT等の事業者に対し、積極的な働きかけを行います。

町内行政機関及び教育機関においては、平成13年度に高速インターネット*の整備が完了しており、今後は情報発信端末などを活用したサービスの一層の充実や、双方向利用の実現などが課題となっています。また、住民のみなさんと行政が協力してまちづくりを進めるためには、行政情報の共有が必須条件であり、分かりやすい行政情報が迅速に伝達されることが必要になっています。

公聴活動については、「町政懇談会」や「夢語らん会（※1）」を通して直接住民のみなさんの意見や要望を把握するとともに、アンケート調査やホームページ上の「高根沢町ご意見板」を活用して意向把握に努めています。こうした意見や要望を的確に集約し、施策に反映させる仕組みを整えることが今後の課題となっています。

（※1 住民団体等の要請に応じて町執行部が出席し、将来のまちづくりについて夢を語り合う懇談会）

(2) 5年間の政策目標

- ①住民のみなさんと共有していく行政情報について順次データベース*化し、分かりやすい行政情報を可能な限りたくさん提供します。
- ②住民のみなさんの「声」を受け止めるための仕組みを整え、素早くかつ的確に対応し、満足できるコミュニケーションを実現します。

(3) 施策

6-3-1. 行政情報の発信

町からの情報提供量を増やすと共に、必要な情報を分かりやすく、そして必要なときに情報が得られるよう、インターネット*や携帯電話を活用した情報提供手段を、さらに改善していきます。また、防災、防犯情報等の速報性の高い情報の提供については、実施方法の検討を含めて優先的に進めていきます。

「広報たかねざわ」や「町政だより」などによる現在の広報活動については、質を低下させることなく、引き続き一層内容を充実させていきます。平成16年度から導入した広報レポーター（情報提供員）制度を活用することで、町から一方通行の情報発信から、新たに地域の話題や声を集めて構成する紙面を加えた、内容的に厚みのある紙面づくりを目指します。

その一方で、住民のみなさんからの意見や提案を確実に受け止め、施策展開に生かすための仕組みを整え、双方向コミュニケーションの機会を充実させて、住民のみなさんとの協働による地域経営の基盤を整えます。

指標	平成16年度	平成22年度
①町ホームページの年間接続件数 (単位：件)	72,606件	92,000件
指標	平成15年度	平成22年度
②「広報たかねざわ」の満足度 (単位：%)	54%	65%

【事業】

○行政情報の発信

- ┃ 町政だより発刊費
- ┃ 広報たかねざわ発刊費
- ┃ 元気ネット（※2）運営費
- ┃ 情報配信システム整備費
- ┃ 元気ネット（※2）整備費

（※2 本町における市内LAN*の名称）

6-3-2. 公聴活動

住民のみなさんが行政に対して意見や提案を述べやすい公聴活動の実現に向けて、既存の活動を再構築するとともに、ホームページを活用して電子会議室等を開設し、住民のみなさんの声を迅速に受け止める仕組みを整えます。

また広報誌においても、住民のみなさんからのご意見やご提案などを幅広く集める手段として十分に活用し、施策展開にも反映できるような仕組みを検討していきます。

6-3-3. 情報の共有化

行政情報のデータベース*化、市内LAN*を活用したデータ分析によって、業務の効率化を実現します。また特に、行政区連合体の組織化に際しては、年齢構成や高齢化率など多角的な情報解析が必要です。行政情報のデータベース*化を進め、よりよい施策の企画立案などを実現します。

これらのデータベース*については、情報セキュリティ*対策を整備し、定期的に内部監査を行うなど、情報の機密性を維持していきます。また、併せて電子文書管理システム（ファイリングシステム*）を整備し、情報公開制度に対応したデータの整理も行います。

（4）効率化目標

①行政情報のデータベース化

市内LANのグループウェア*を活用し、情報の入力を容易にした上で、行政情報のデータベース*化を行います。電子文書管理システム（ファイリングシステム*）で仕分けをすることによって、総合的な情報発信機能を持たせます。こうした情報化によって行政情報の検索を容易にするとともに、住民のみなさんからの質問に迅速に対応できる体制を整えます。

指標	平成16年度	平成22年度
行政情報データベース*の年間更新回数 (単位：回)	1回	12回（※3）

（※3 データによって、更新までの期間、時期に差異を生じますが、可能な限り即時、提供していくことを目標とします。）

（5）サービス向上目標

- ・地域交流センター等の整備に伴って、情報端末を整備し、住民のみなさんが情報を得やすい環境をつくります。
- ・住民のみなさんが意見や提言を気軽に述べる場所として、電子会議室*を開設します。
- ・行政情報のデータベース化を通じて、住民のみなさんからの質問に対して、迅速に回答するための組織体制をつくります。

資料編

財 政 計 画

財政計画は、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績（原則として平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の決算額平均値）、今後の人口や経済情勢を見通し、平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間の財政見通しについて、会計ごとに作成したものです。

したがって、今後の三位一体の改革をはじめとした財政改革や税制改正によって、計画に積算された金額が変更となるものです。

前提条件の設定は、次のとおりです。

1 一般会計

(1) 歳入

① 地方税*

町民税については、平成 16 年度の決算額に、平成 17 年度までの税制改正を盛り込むとともに、将来の生産年齢人口（15 歳から 64 歳以下）や実質経済成長率を乗じて積算しています。

固定資産税・都市計画税は、平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の決算額平均値を将来にあてはめています。

② 地方譲与税*

自動車重量譲与税・地方道路譲与税は、法改正後の平成 15 年度から 16 年度の 2 年間の決算額平均値を将来にあてはめています。

所得譲与税は、本格的な税源移譲*までの過渡的な措置として創設されたものなので、17 年度の金額が継続するものとして積算しています。

③ 利子割交付金*等交付金

原則として、平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の決算額平均値を将来にあてはめています。

④ 地方交付税*

平成 27 年度の地方交付税*が 17 年度の 70%（17 年度の地方財政計画*の地方交付税*原資（法定分）を地方交付税*額で除した数値）になるよう、毎年度 3.4%削減されると想定し、5 年ごとの国勢調査人口（将来人口予測を適用）を反映させて積算しています。

⑤ 分担金・負担金*、使用料・手数料

平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の決算額平均値を将来にあてはめています。使用料・手数料には、将来人口を乗じて積算しています。

⑥ 国庫支出金*・県支出金*

平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の、三位一体の改革による削減前の決算額平均値を求め、16 年度・17 年度の削減額を差し引いた額が継続するものとして積算しています。

⑦ 財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

平成 13 年度から 16 年度のうち、特別な事情のあった年度を除く 3 年間の決算額平均値を将来にあてはめています。

⑧ 地方債*

地方債*のうち臨時財政対策債*は、平成 17 年度地方財政計画*での削減率 (23.1%) が継続するものとして、建設地方債*については、普通建設事業費*として想定した事業について積算して計上しています。

(2) 歳出

⑨ 人件費

平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の決算額平均値から、職員の定員適正化計画に基づく職員の削減、収入役の廃止を見込んで積算しています。

⑩ 物件費*

平成 16 年度人口 1 人当りの決算額を求め、将来人口に乗じて算出しています。

③ 維持補修費

平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の決算額平均値を将来にあてはめています。

④ 扶助費*

平成 16 年度の 6 歳未満人口と 65 歳以上人口の合計人数で決算額を除して、将来の 6 歳未満人口と 65 歳以上人口の合計人数に乗じて算出しています。

⑤ 補助費等*

国・県に対するものは、平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の決算額平均値を将来にあてはめています。

その他のものは、平成 16 年度人口 1 人当りの決算額を求め、将来人口に乗じて算出しています。

⑥ 普通建設事業費*

地域経営計画に主要施策として掲載した事業で普通建設事業費*として区分される額を積算しています。

⑦ 災害復旧事業費

平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の決算額平均値を将来にあてはめています。

⑧ 公債費*

既に発行している地方債に対する公債費*に、平成 18 年度からの新規発行分を加えて積算しています。

⑨ 積立金、投資・出資金、貸付金

原則として平成 14 年度から 16 年度の 3 年間の決算額平均値を将来にあてはめています。

⑩ 繰出金*

平成 16 年度人口 1 人当りの決算額を求め、将来人口に乗じて算出しています。

2 一般会計以外の会計

地域経営計画の主要施策とされたものや過去の実績を勘案し、各年度に計画した事業量を積算し、法定やルール化された財源区分により、歳入歳出それぞれ算出しています。

歳入と歳出の見通し

一般会計

歳入

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
地方税	4,347,147	3,902,667	4,555,453	4,580,068	4,606,140	4,629,097	4,653,696	4,682,591	4,701,292	4,715,041	4,725,841	4,740,462
地方譲与税	243,065	279,000	301,845	301,845	301,845	301,845	301,845	301,845	301,845	301,845	301,845	301,845
利子割交付金	32,136	19,000	36,042	36,042	36,042	36,042	36,042	36,042	36,042	36,042	36,042	36,042
配当割交付金	4,988	3,420	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988	4,988
株式等譲渡所得割交付金	5,886	30	5,886	5,886	5,886	5,886	5,886	5,886	5,886	5,886	5,886	5,886
地方消費税交付金	264,378	240,000	270,624	272,953	275,152	277,206	279,199	281,227	283,014	284,690	286,116	287,473
ゴルフ場利用税交付金	27,595	28,000	31,420	31,420	31,420	31,420	31,420	31,420	31,420	31,420	31,420	31,420
自動車取得税交付金	109,465	114,000	108,978	108,978	108,978	108,978	108,978	108,978	108,978	108,978	108,978	108,978
地方特例交付金	184,654	187,000	125,377	125,377	125,377	125,377	125,377	125,377	125,377	125,377	125,377	125,377
地方交付税	701,175	630,000	719,511	674,759	593,010	594,155	581,398	637,368	530,821	512,714	510,571	488,847
交通安全対策特別交付金	6,481	6,200	6,265	6,265	6,265	6,265	6,265	6,265	6,265	6,265	6,265	6,265
分担金・負担金	158,652	161,608	162,183	162,183	162,183	162,183	162,183	162,183	162,183	162,183	162,183	162,183
使用料・手数料	88,231	94,453	90,247	91,023	91,757	92,442	93,106	93,782	94,378	94,937	95,413	95,866
国庫支出金	574,549	627,805	458,645	458,645	458,645	458,645	458,645	458,645	458,645	458,645	458,645	458,645
県支出金	502,770	358,160	396,864	396,864	396,864	396,864	396,864	396,864	396,864	396,864	396,864	396,864
財産収入	20,227	14,864	22,547	22,547	22,547	22,547	22,547	22,547	22,547	22,547	22,547	22,547
寄附金	33,250	1	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340	9,340
繰入金	99,165	570,858	740,653	86,206	86,206	113,043	147,399	86,206	86,206	175,622	279,645	156,887
繰越金	353,622	150,000	295,088	295,088	295,088	295,088	295,088	295,088	295,088	295,088	295,088	295,088
諸収入	430,690	414,634	449,088	449,088	449,088	449,088	449,088	449,088	449,088	449,088	449,088	449,088
地方債	1,010,800	838,300	1,193,550	284,176	204,165	122,398	94,124	72,381	55,661	42,803	32,916	25,312
歳入合計	9,198,926	8,640,000	9,984,594	8,403,741	8,270,986	8,242,897	8,263,478	8,268,111	8,165,928	8,240,363	8,345,058	8,209,403

歳出

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
人件費	1,721,675	1,695,836	1,675,956	1,676,086	1,643,722	1,613,323	1,582,925	1,529,728	1,484,130	1,499,330	1,461,332	1,430,933
物件費	1,661,484	1,811,346	1,701,465	1,716,105	1,739,797	1,767,953	1,795,731	1,835,159	1,869,264	1,872,175	1,900,199	1,923,979
維持補修費	15,160	12,378	15,632	15,632	15,632	15,632	15,632	15,632	15,632	15,632	15,632	15,632
扶助費	452,373	512,142	469,594	479,519	487,738	494,313	500,192	499,054	509,485	520,865	533,698	544,951
補助費等	1,200,896	1,093,787	1,229,341	1,239,909	1,249,892	1,259,212	1,268,259	1,277,462	1,285,573	1,293,177	1,299,650	1,305,811
普通建設事業費	846,501	1,198,291	2,130,925	479,235	389,500	332,500	426,128	369,750	421,500	464,378	483,500	364,660
災害復旧事業費	0	4	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750
公債費	1,305,784	870,839	865,422	916,196	944,649	985,198	953,773	921,844	708,650	693,817	748,200	681,242
積立金	233,732	1,474	135,133	136,893	215,315	135,133	135,133	159,796	137,441	135,133	135,133	135,133
投資及び出資金	158,470	159,072	223,882	223,882	223,882	223,882	223,882	223,882	223,882	223,882	223,882	223,882
貸付金	186,240	215,000	193,199	193,199	193,199	193,199	193,199	193,199	193,199	193,199	193,199	193,199
繰出金	1,156,884	1,059,831	1,342,295	1,325,335	1,165,910	1,220,802	1,166,874	1,240,855	1,315,422	1,327,025	1,348,883	1,388,231
歳出合計	8,939,199	8,630,000	9,984,594	8,403,741	8,270,986	8,242,897	8,263,478	8,268,111	8,165,928	8,240,363	8,345,058	8,209,403

国民健康保険特別会計

歳入

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
国民健康保険税	805,541	799,726	865,008	951,509	959,658	965,441	972,158	981,679	1,079,846	1,078,186	1,074,036	1,072,570
国 負 担 金	593,303	556,889	535,567	531,755	540,368	549,685	557,489	565,726	572,597	579,312	583,984	591,292
国調整交付金	112,047	82,586	78,714	79,391	80,031	80,628	81,208	81,798	82,317	82,805	83,220	83,614
県 負 担 金	9,331	9,300	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000	39,000
県調整交付金	0	70,020	61,221	61,748	62,245	62,711	63,162	63,619	64,026	64,404	64,726	65,033
療養給付費等交付金	272,292	325,413	331,000	331,000	331,000	331,000	331,000	331,000	331,000	331,000	331,000	331,000
共同事業交付金	25,716	20,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
一般会計繰入金	70,529	71,606	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000
基金繰入金	50,030	147,351	60,160	0	0	0	9,328	17,869	0	0	0	0
繰 越 金	98,289	2	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
そ の 他	3,172	2,440	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
歳入合計	2,040,250	2,085,333	2,091,670	2,115,403	2,133,302	2,149,465	2,174,345	2,201,691	2,289,786	2,295,707	2,296,966	2,303,509

歳出

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
総 務 費	15,127	15,721	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
療養給付費等	1,305,956	1,364,010	1,388,249	1,400,193	1,411,477	1,422,011	1,432,236	1,442,638	1,451,806	1,460,401	1,467,717	1,474,681
出産一時金	13,800	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
老人保健拠出金	448,937	436,078	416,585	389,371	398,894	408,677	414,808	422,243	425,113	426,808	422,765	424,069
介護納付金	142,110	166,400	186,836	194,479	202,389	212,637	222,301	231,810	242,733	254,770	267,434	282,747
保健事業費	9,738	9,262	10,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
そ の 他	58,960	78,862	60,000	86,360	75,542	61,140	60,000	60,000	125,134	108,728	94,050	77,012
歳出合計	1,994,628	2,085,333	2,091,670	2,115,403	2,133,302	2,149,465	2,174,345	2,201,691	2,289,786	2,295,707	2,296,966	2,303,509

老人保健特別会計

歳入

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
支払基金交付金	1,285,887	1,148,336	1,007,845	916,865	939,287	962,324	976,761	994,268	1,001,026	1,005,019	995,497	998,568
国庫支出金	517,849	589,891	620,212	611,182	626,129	641,485	651,108	662,779	667,284	669,946	663,598	665,646
県 支 出 金	137,844	147,303	155,053	152,750	156,485	160,323	162,728	165,645	166,771	167,436	165,850	166,362
繰 入 金	213,265	182,468	187,053	184,750	188,485	192,323	194,728	197,645	198,771	199,436	197,850	198,362
繰 越 金	91,744	1	74,994	75,176	75,182	75,187	75,190	75,194	75,194	75,195	75,193	75,193
そ の 他	8,244	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
歳入合計	2,254,833	2,068,005	2,045,163	1,940,729	1,985,574	2,031,648	2,060,521	2,095,537	2,109,052	2,117,038	2,097,994	2,104,137

歳出

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
総 務 費	14,683	15,849	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
医 療 諸 費	2,084,695	2,032,153	1,938,163	1,833,729	1,878,574	1,924,648	1,953,521	1,988,537	2,002,052	2,010,038	1,990,994	1,997,137
そ の 他	96,348	20,003	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000	93,000
歳出合計	2,195,726	2,068,005	2,045,163	1,940,729	1,985,574	2,031,648	2,060,521	2,095,537	2,109,052	2,117,038	2,097,994	2,104,137

介護保険特別会計

歳入

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
保 険 料	176,344	177,272	260,140	270,724	281,679	296,072	309,454	322,623	337,984	354,652	372,190	393,394
国 庫 支 出 金	287,441	312,511	340,424	354,350	368,764	387,435	405,044	422,370	442,271	464,202	487,277	515,179
支 払 基 金 交 付 金	347,643	375,954	422,126	439,394	457,266	480,419	502,254	523,738	548,416	575,611	604,223	638,822
県 支 出 金	134,985	146,857	170,212	177,175	184,381	193,717	202,521	211,184	221,135	232,101	243,638	257,589
繰 入 金	169,425	199,073	205,929	212,892	220,098	229,434	238,238	246,901	256,852	267,818	279,355	293,306
繰 越 金	24,848	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
そ の 他	1,202	58	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
歳 入 合 計	1,141,888	1,214,725	1,401,861	1,457,565	1,515,218	1,590,107	1,660,541	1,729,846	1,809,688	1,897,414	1,989,713	2,101,320

歳出

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
総 務 費	33,124	35,745	35,717	35,717	35,717	35,717	35,717	35,717	35,717	35,717	35,717	35,717
保 険 給 付 費	1,069,874	1,174,859	1,361,696	1,417,400	1,475,053	1,549,740	1,620,174	1,689,479	1,769,083	1,856,809	1,949,108	2,060,715
財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1,088	1,091	1,418	1,418	1,418	1,620	1,620	1,620	1,858	1,858	1,858	1,858
そ の 他	10,623	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030	3,030
歳 出 合 計	1,114,709	1,214,725	1,401,861	1,457,565	1,515,218	1,590,107	1,660,541	1,729,846	1,809,688	1,897,414	1,989,713	2,101,320

宝積寺駅西第一土地区画整理事業特別会計

歳入

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
国 庫 支 出 金	113,130	44,100	51,700	177,600	97,900	0						
県 支 出 金	5,666	3,700	3,100	10,700	5,900	0						
財 産 収 入	4,076	17,174	20,000	50,000	100,000	429,800						
繰 入 金	228,601	153,465	258,800	368,390	194,130	187,900						
繰 越 金	32,424	1	0	0	0	0						
地 方 債	41,800	73,900	50,400	346,500	180,000	0						
歳 入 合 計	425,697	292,340	384,000	953,190	577,930	617,700						

歳出

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
総 務 費	44,971	48,369	39,520	39,520	39,520	0						
事 業 費	313,086	241,371	341,010	909,010	526,010	7,270						
公 債 費	2,355	2,600	3,470	4,660	12,400	610,430						
歳 出 合 計	360,412	292,340	384,000	953,190	577,930	617,700						

宝積寺駅西第二土地区画整理事業特別会計

歳入

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
国庫支出金						5,500	85,000	140,000	195,000	195,000	195,000	195,000
県支出金						300	560	9,300	13,000	13,000	13,000	13,000
財産収入						0	0	3,000	10,000	20,000	20,000	20,000
繰入金						44,320	163,560	222,380	282,720	279,740	290,640	313,920
繰越金						0	0	0	0	0	0	0
地方債						0	153,000	252,000	351,000	351,000	351,000	351,000
歳入合計						50,120	402,120	626,680	851,720	858,740	869,640	892,920

歳出

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
総務費						39,520	39,520	39,520	39,520	39,520	39,520	39,520
事業費						10,600	362,600	584,100	804,100	804,100	804,100	804,100
公債費						0	0	3,060	8,100	15,120	26,020	49,300
歳出合計						50,120	402,120	626,680	851,720	858,740	869,640	892,920

公共下水道事業特別会計

歳入

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
分担金及び負担金	38,077	32,973	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
使用料及び手数料	63,041	66,030	67,230	70,230	73,230	76,230	79,230	82,230	85,230	88,230	91,230	94,230
国庫支出金	205,072	254,450	222,445	371,000	300,000	325,900	300,000	300,000	300,000	280,000	160,000	90,000
繰入金	379,474	352,717	374,056	381,844	387,823	393,112	391,693	393,835	397,045	409,269	413,330	415,769
繰越金	20,968	1,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
地方債	200,300	286,743	222,266	422,289	337,700	402,400	403,900	319,000	300,000	300,000	200,000	100,000
その他	9,296	143	361	143	143	361	143	143	361	143	143	361
歳入合計	916,228	994,056	926,358	1,285,506	1,138,896	1,238,003	1,214,966	1,135,208	1,122,636	1,117,642	904,703	740,360

歳出

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
下水道管理費	140,370	140,400	138,190	145,690	147,690	149,690	151,690	162,690	164,690	166,690	168,690	170,690
下水道建設費	506,990	588,174	506,266	863,314	713,715	809,375	799,311	707,077	680,446	654,413	423,012	239,853
公債費	230,297	264,482	280,902	275,502	276,491	277,938	262,965	264,441	276,500	295,539	312,001	328,817
その他	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
歳出合計	877,657	944,056	926,358	1,285,506	1,138,896	1,238,003	1,214,966	1,135,208	1,122,636	1,117,642	904,703	740,360

農業集落排水事業特別会計

歳入

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
分担金及び負担金	300	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
使用料及び手数料	24,925	24,756	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400	24,400
財産収入	244	150	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195
繰入金	95,463	116,883	112,102	108,497	106,469	104,870	109,870	111,370	111,370	102,156	100,657	100,657
繰越金	3,653	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
歳入合計	124,585	142,790	137,697	134,092	132,064	130,465	135,465	136,965	136,965	127,751	126,252	126,252

歳出

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
総務費	31,526	41,668	36,750	36,250	34,250	32,650	37,650	39,150	39,150	34,150	32,650	32,650
公債費	89,433	100,122	99,947	96,842	96,814	96,815	96,815	96,815	96,815	92,601	92,602	92,602
その他	0	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
歳出合計	120,959	142,790	137,697	134,092	132,064	130,465	135,465	136,965	136,965	127,751	126,252	126,252

水道事業会計

収益の収支

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
総収益	578,973	570,226	557,330	515,621	519,400	523,146	526,860	529,562	532,228	534,854	537,438	539,976
営業収益	515,009	509,772	499,226	503,807	508,143	512,479	516,815	520,176	523,538	526,899	530,261	533,622
営業外収益	63,964	60,454	58,104	11,814	11,257	10,667	10,045	9,386	8,690	7,955	7,177	6,354
総費用	454,105	498,227	456,459	462,549	461,434	459,981	458,288	459,928	459,896	459,174	457,596	458,513
営業費用	364,936	412,296	377,651	384,383	385,432	386,875	388,987	392,280	395,599	398,311	400,401	397,868
営業外費用	89,033	83,998	78,208	77,566	75,402	72,506	68,701	67,048	63,697	60,263	56,595	60,045
特別損失	136	1,933	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600

資本の収支

(単位：千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
	決算額	当初予算額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額	予測額
資本的収入	237,470	217,826	191,066	36,148	36,648	15,176	15,740	16,338	16,974	17,651	16,874	16,863
企業債	0	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出資金	96,311	98,862	103,251	14,148	14,648	15,176	15,740	16,338	16,974	17,651	16,874	16,863
負担金	87,979	41,200	40,600	22,000	22,000	0	0	0	0	0	0	0
国庫補助金	53,180	47,764	47,215	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的支出	502,122	478,974	483,336	351,292	348,390	329,483	332,690	306,018	310,472	313,057	319,780	170,647
拡張費	324,282	341,001	314,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改良費	78,588	33,904	68,000	252,000	242,000	220,000	220,000	190,000	191,000	190,000	193,000	40,000
営業設備費	3,528	3,524	3,500	4,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
企業債償還金	95,724	100,545	97,836	94,792	102,890	105,983	109,190	112,518	115,972	119,557	123,280	127,147

用語解説

■ア行

【ISO9001】

国際標準化機構によって定められた、品質管理及び品質保証のための国際標準の規格であり、製品やサービスを顧客に提供する過程の様々な要素を管理する仕組みのこと。

【アスペルガー症候群】

知的障害がない自閉症の一つであり、社会性、コミュニケーションなどに対して障害を持つ。1944年オーストリアの小児科医ハンス・アスペルガーが初めて症例を報告した。

【インターネット】

世界的規模のコンピューター通信網のこと。職場、家庭に急速に普及し、日常生活に不可欠な情報通信基盤となりつつある。

【ADHD（注意欠陥多動性障害）】

注意が持続できない(注意欠陥)、手足をそわそわ動かす(多動性)などを特徴とする行動障害のこと。

【ADSL】

一般の電話回線を利用して、デジタルデータ通信を行う技術のこと。電話回線との共有が可能で、比較的安価で高速通信が可能となる。

【NPO法人】

ボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利団体のこと。利益追求ではなく、特定の社会的使命の実現を目的とした活動を行う団体。

【LD（学習障害）】

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、計算する、推論する能力の中で、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す障害のこと。

■カ行

【介護療養型医療施設】

要介護認定で要介護1から5と認定された人に対して、治療とともに長期にわたる療養や介護が必要な高齢者が入院する施設のこと。

【外部評価制】

学校がどのような教育目標の下にどのように教育を展開し成果を上げているのか、保護者や地域住民等を評価実施者として評価してもらう制度のこと。

【起債制限比率】

総務省の地方債許可方針で定められた地方債の許可制限に関する指標のこと。標準的な財政規模に対する公債費の比率の、過去3年間平均値のことであり、20%以上になると起債の発行が制限される。

【行政評価】

行政の政策、施策、事務事業について、一定の基準、指標をもって評価すること。経費や成果を分析し、政策の質的向上や住民サービスの向上を図ることができる。

【繰出金】

公営企業会計や国民健康保険会計などの特別会計などに対して、一般会計から支出する経費のこと。

【グループウェア】

グループで使用するプログラムのこと。パソコンを介したグループ内の情報共有等を可能にし、業務の効率化を図る。

【ケアマネジメント】

介護保険制度下で、個々人の要求に対応し、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する、一連の援助方法のこと。

【県支出金】

県が市町村に対して仕事を任せるために、仕事に要する費用を出している補助金、負担金などのこと。

【建設地方債】

地方債の中で、道路、下水道、学校などの建設事業のために発行した地方債のこと。

【高機能自閉症】

知的発達の遅れはないものの、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものへのこだわりを特徴とする行動障害がある自閉症のこと。

【公債費】

地方公共団体が道路、下水道、学校などを整備する際に借り入れた地方債（借金）を返済する費用のこと。元金の償還及び利子の支払いに要する返済額のこと。

【公債費負担比率】

一般財源総額に対して、公債費に充当された一般財源の割合を示す指標のこと。この比率が高いほど財政の硬直性を示し、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。ちなみに本町は、平成15年度決算で12.6%。

【コールセンター】

電話とコンピューターの機能を統合し、問い合わせの対応など様々な電話関連サービスを行う設備または施設のこと。電話交換手が直接対応するほか、自動音声応答装置による24時間対応の業務も行われている。

【国庫支出金】

地方公共団体が行う仕事を助けるため、国が使い道を指定して出している補助金・負担金などのこと。

【国庫補助負担金】

国庫支出金の一つである国庫補助金、国庫負担金のこと。国庫補助金は国が自治体に対して、施策の奨励、財政負担の軽減を目的に支出するもの。一方、国庫負担金は、国が経費の一部を負担する義務があり支出するもの。

【コミュニティビジネス】

地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスのこと。利益の追求に加え、地域課題の解決を目指すものでもある。

■サ行

【資源循環型社会】

廃棄物の発生を削減するとともに、リサイクルできるものは可能な限り資源として利用し、石油や森林などの天然資源の消費を抑制する環境にやさしい社会のこと。

【指定管理者制度】

公の施設の管理委託先を公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人から、民間事業者にまで拡大し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に創設された制度のこと。

【集中改革プラン】

平成17年度から21年度までの行政改革の取組みを、住民

の皆さんに分かりやすく示す計画のこと。事務事業の整理、職員の定員管理の適正化などについて、目標を可能な限り数値化し、具体的で分かりやすい指標を用いることが求められている。

【循環型農業】

自然循環機能を積極的に活用し、安全で質の高い農産物の安定生産や、環境への負荷低減を図る農業生産活動のこと。

【小規模多機能型居宅介護施設】

身近な生活圏の中で、在宅支援を基本として「通い」を中心としながら、要介護者の希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供する施設のこと。

【情報セキュリティ】

情報の機密性（漏洩を防ぐこと）、完全性（改ざんを防ぐこと）、可用性（いつでも使用できる状態にすること）を保持すること。

【新交通システム】

モノレールなどのような鉄道とは異なる軌条式輸送システムのこと。鉄道とバスの間程度程度の輸送力を持つ中量輸送システムのこと。

【税源移譲】

財源となる税金を譲ること。三位一体の改革では、国から地方へ約3兆円規模の税源が移譲される。

【総合型地域スポーツクラブ】

子どもから高齢者までの幅広い世代が、多様なスポーツを生涯にわたり楽しむことができることを目的として設立する、地域住民主導型のスポーツクラブのこと。

【総合的な学習の時間】

地域や学校、子どもたちの実態に応じ、学校が創意工夫を生かして特色ある教育活動が行える時間のこと。また、国際理解、情報、環境、福祉・健康など、従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行える時間のこと。

■タ行

【団塊の世代】

第二次大戦後、数年間のベビーブームに生まれた世代のこと。

【地域包括支援センター】

介護保険制度の見直しに伴い新たに導入される、介護予防、

総合相談、地域のケアマネジャー支援を総合的に行う機関のこと。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種で構成され、保健師が軽度者の予防マネジメントを担うこととなる。

【地域高規格道路】

全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路と一体になって、地域の交流機能や連携機能などの強化に貢献する道路のことであり、自動車専用道路または、それと同等の機能を備える。

【チームティーチング】

複数の教師が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力してあたる形態のこと。

【地方交付税】

地方公共団体の税収入の不足を補い、地方公共団体間の財源の格差を調整するために国から配分される交付金のこと。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の一定割合の額が原資。

【地方債】

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一般会計年度を越えて行われるもの。具体的には、道路、下水道、学校などの整備のため、町が長期にわたって借り入れする借金のこと。

【地方財政計画】

翌年度の地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込額に関する計画のことで、毎年度、国において作成される。地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、この「地方財政計画」において決定される。

【地方譲与税】

租税のうち国税として徴収し、一定の基準により地方公共団体に対して譲与されるもの。

【地方税】

市町村が課税できる租税。市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税などがある。

【TMO組織】

中心市街地活性化に向け、各種事業を推進していくためのまちづくりマネジメント機関のこと。

【デイサービス】

在宅介護を受けている高齢者や障害者が施設へ通所し、リ

ハビリテーションや日常生活の介護などを受けるサービスのこと。

【データベース】

複数の利用者によって共有される情報の集合のこと。また、その管理システムを含める場合もある。

【電子会議室】

インターネットの電子掲示板などのシステムを利用して、離れた場所からでも電子的に会議を行う仕組みのこと。ここでは、町民と行政のインターネット上でのコミュニティの形成を目的として設置する、登録制の会議室を指す。

【DV】

夫（妻）あるいはパートナーからの暴力のこと。配偶者からの暴力は家庭内で行われることが多く、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的な暴力も含まれる。

【特別職】

その地位・職務が特別の性格を持っていて、地方公務員法の適用を除外される職のこと。ここでは、町長、助役、収入役、教育長を指す。

【特別養護老人ホーム】

常時介護を必要とする「寝たきり老人」であり、なおかつ自宅で適切な介護を受けることが困難な高齢者を入所させる施設のこと。

【トレーサビリティ】

農産物や工業製品などに万一不良品が発生した場合に、その流通から栽培、生産工程、生産現場にまでさかのぼることができること。またはその仕組み。

■ナ行

【ニート】

雇用から離れ、就職意欲もなく、教育も職業訓練も受けていない人のこと。

【認知症対応グループホーム】

家庭的な雰囲気の中で、介護が必要な認知症高齢者とスタッフが共同生活を行い、認知症の緩和を目指す施設のこと。

【認定農業者】

地域の農業経営の担い手として市町村が認定した、意欲と能力のある農業のスペシャリストのこと。

■ハ行

【ハザードマップ】

災害予測地図。地震・台風・火山噴火などの災害の範囲、時間などを予測し地図に表したものを。

【ビオトープ】

ドイツ語で「生き物」を表す「BIO」と「場所」を表す「TOP」の合成語であり、野生生物が生息できる生態系を持った場所を意味する。都市の中に小動物、昆虫、魚などが生息できるように生息空間を保全、復元した場所という意味でも使用される。

【ファイリングシステム】

電子化された情報、文書をコンピュータ上に取り込んで管理する仕組みのこと。事務の効率化による町民サービスの向上、情報、文書の整理による個人情報の保護や情報公開制度への対応を目的とする。

【扶助費】

地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の各種法令に基づき被扶助者に対して支給する現金支給や物品の提供に要する経費のこと。

【普通建設事業費】

道路、公園、住宅、学校等の建設費用に充てられる経費のこと。投資的経費の中核をなすもの。

【物件費】

地方公共団体が支出する消費的性質の経費で、賃金、旅費、消耗品、維持管理などの委託料、少額な備品購入費等に要する経費のこと。

【分担金・負担金】

地方公共団体の行う一定の事業について、特別の利益関係を得る者（人）が、その事業の執行に要する経費の一部又は全部を負担するもので、施設入所の負担金や、検診の負担金などがある。

【補助費等】

謝礼などの報償費、保険料、各種団体への負担金、補助金などに要する経費のこと。

■ヤ行

【有機・減減米】

有機米とは、過去3年以上化学肥料を使用せずに、堆肥等

で土づくりが行われた場で栽培された米のこと。減減米とは、一定基準以下まで減農薬、減化学肥料を行って栽培された米のこと。これらの特別栽培米のことを指す。

【用途地域】

都市の将来のあるべき土地利用を実現するため、建築物の用途・容積・形態について制限を定める地域のこと。1992年の都市計画法の改正により、住居系の用途地域が細分化され、8種類から12種類となった。

■ラ行

【ライフサイクルコスト】

主に建物などにかかる生涯経費のことであり、建物の企画設計から、建設、維持管理、修繕、解体処分までの全期間にわたるコストをさす。

【LAN】

同一組織内や限られた地域内で用いられる情報通信ネットワークのこと。

【利子割交付金】

金融機関などから利子を受けるときに納める税金の一部が、都道府県から交付される。内訳は、利子課税20%のうち20分の15が国税、20分の5が都道府県税となっている。この都道府県税のうち5分の3が、市町村の個人市民税の額に応じて配分・交付される。

【臨時財政対策債】

地方財源不足に対処するため、平成13～18年度までの間、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、地方債の特例となる臨時財政対策債を各地方公共団体において起こすことになった。元金の償還と利子の支払い相当額については、後年度にその全額が地方交付税に算入される。

【老人保健施設】

症状が安定している高齢者に対して、医療ケア、リハビリ、生活サービスを提供して日常生活に必要な機能回復を目指し、家庭復帰を支援する施設。